

# 国税通則法等の改正

目 次	
一 クレジットカードによる国税の納付制度の創設……………	861
二 延滞税の計算期間等の見直し……………	867
三 加算税制度の見直し……………	872
四 マイナンバー記載の対象書類の見直し……………	876
五 合併等を無効とする判決が確定した場合における徴収手続の見直し……………	886
六 事業を譲り受けた者の第二次納税義務の見直し……………	887
七 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し……………	889
八 その他の納税環境整備関係の改正……………	893
1 消費税の適格請求書類似書類の交付等に係る質問検査権の整備……………	893
2 法人の純損失等の金額に係る更正の請求期間及び期間制限の整備……………	893
3 第三国団体対象事業所得等に係る所得税の納税義務の成立時期の整備……………	893
4 振替納税に係る納付書の整備……………	894
5 財産債務調書の提出対象となる所得金額に関する計算等の整備……………	894
6 納税貯蓄組合預金に係る対象金融機関の範囲の整備……………	896
7 行政書士等が行う税務書類の作成に係る対象税目の範囲の整備……………	896
九 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用の推進（金融機関における預貯金情報の管理制度の創設：公布日（平成27年9月9日）から3年内の施行予定）……………	896

## はじめに

平成28年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられました。

このうち納税環境整備については、国税の納付手段の多様化を図る観点から、国税のクレジットカード納付制度が創設されたほか、当初申告のコンプライアンスを高める観点から、調査通知を受けて修正申告等を行う場合の過少申告加算税等の整備を行う等の措置が講じられています。

これらの改正事項が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」

は、去る平成28年3月29日に参議院本会議において可決・成立し、同月31日に公布されています。また、同日並びに同年5月25日及び6月10日に、次の関係政省令及び告示も公布されています。

- ・ 国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第156号）
- ・ 国税徴収法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第157号）
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第162号）
- ・ 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（平成28年政令第165号）
- ・ 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）

- ・ 国税通則法施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第21号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第22号）
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第24号）
- ・ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第26号）
- ・ 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成28年財務省令第29号）
- ・ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成28年総務省、財務省令第5号）
- ・ 国税通則法施行規則第15条第1項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成28年国税庁告示第7号）

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明することとします。

（参考）「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）（抄）

## 六 納税環境整備

### 1 クレジットカード納付制度の創設

#### （国 税）

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。この場合において、納付受託者が国税の納付をしようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等

について所要の措置を講ずる。

（注） 上記の改正は、平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用する。

## 2 加算税制度の見直し

### （国 税）

加算税制度について、次の見直しを行う。

- (1) 調査を行う旨、調査対象税目及び調査対象期間の通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知（(2)において「更正予知」という。）する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（現行：0%）については5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行：5%）については10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）とする。

（注1） 次の修正申告等については、上記(1)の加算税の対象としない。

- ① 次のように調査対象を区分する場合において、調査対象とならない部分に係る修正申告  
イ 調査の事前通知の際に納税者の同意の上、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合  
ロ 一部の連結子法人の調査を行わないこととした場合
- ② 他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等
- ③ 相続税又は贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等

（注2） 源泉所得税の不納付加算税については、上記(1)の見直しの対象としない。

- (2) 期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限る。）又は更正若しくは決定等（以下(2)において「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（更正予知によるものに限る。）又は重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）について、それぞれその割合に10%加算する措置を講ずる。

（注） 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、上記(2)の見直しの対象としない。

- (3) その他所要の措置を講ずる。

（注） 上記の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

### 3 マイナンバー記載の対象書類の見直し

（国 税）

提出者等の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならないこととされている税務関係書類（申告書及び調書等を除く。）のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。

- (1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類（例：所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書）
- (2) 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類（例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書）

（注1） 上記(1)の改正は、平成29年1月1

日以後に提出すべき書類について適用する。

上記(2)の改正は、平成28年4月1日以後に提出すべき書類について適用する。

（注2） 上記の改正の趣旨を踏まえ、個人番号の記載を要しないこととする上記(1)の書類については、施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めないこととする。

（備考） 日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、平成27年度税制改正で決定された「e-Taxの新たな認証方式」について、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する。

（略）

### 4 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

（国 税）

国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。

- (1) 国税関係書類（契約書、領収書等の重要書類に限る。以下(1)において同じ。）の受領等をする者がスキャナで読み取りを行う場合には、次に掲げる事項をスキャナ保存に係る承認の要件とする。
- ① 国税関係書類の受領等後、当該受領等をする者が当該国税関係書類に署名を行った上で、特に速やか（3日以内）にタイムスタンプを付すこととする。
- ② 記録する国税関係書類が日本工業規格A列4番以下の大きさである場合には、国税関係書類の大きさに関する情

報の保存を要しないこととする。

- ③ 適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件について、次のとおりとする。

イ 相互けん制要件について、国税関係書類の受領等をする者以外の者が記録事項の確認（必要に応じて原本の提出を求めることを含む。）を行うこととすることとする。

ロ 定期検査要件について、定期検査を了するまで必要とされている国税関係書類の原本保存を本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて行うこととする。

- ④ 小規模企業者（中小企業基本法に定める小規模企業者をいう。）である場合にあっては、上記③ロの定期検査要件について、税務代理人による検査とすることにより、上記③イの相互けん制要件を不要とすることができることとする。

(2) その他

- ① スキャナについて、原稿台と一体となったものに限定する要件を廃止する。
- ② スキャナに係る階調の要件について、デジタルカメラ、スマートフォン等の機器に対応した取扱いを行うこととする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の「スキャナ」とは、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、デジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれる。

(注2) 上記の改正は、平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用する。

5 その他

(国 税)

- (1) 最高裁判決（平成26年12月12日）を踏まえ、申告をした後に減額更正がされ、

その後更に増額更正又は修正申告があった場合における延滞税等について、次の措置を講ずる。

- ① 増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額のうち、減額更正前に納付がされた部分に限る。）について、その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間（減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除く。）は、延滞税を課さないこととする。
- (注1) 上記の「申告により納付すべき税額」のうち、未納の税額については、減額更正（減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日）までの間、延滞税の対象とする。

(注2) 上記の改正は、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞税について適用する。

- ② 増額更正等により納付すべき税額（その期限内申告があった場合において、その申告税額に達するまでの部分に限る。）については、加算税を課さないことを法令上明確化する。

(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

- (2) 法人の分割又は合併につき無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における徴収手続について、次の措置を講ずる。

- ① 分割等をした法人は、分割により事業を承継した法人等の分割等の日後に納税義務の成立した国税について、連

帯して納付する義務を負うこととする。

② その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に行われる分割等について適用する。

(3) 事業を譲り受けた者の第二次納税義務について、次の見直しを行う。

① 第二次納税義務の対象となる者の範囲を納税者と生計を一にする親族等又は特定支配関係同族会社に限ることとする。

② 事業の譲受人が同一とみられる場所において事業を営んでいるとの要件を廃止する。

③ 第二次納税義務の責任について、譲受財産の価額を限度とする。

(注1) 上記の「特定支配関係同族会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。

(注2) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に滞納となった国税(同日前に事業を譲り受けた場合における当該事業に係るものを除く。)について適用する。

(4) 口座振替納付に係る領収証書の発行方法の見直しを踏まえ、金融機関へ送付する納付書の様式について、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成29年1月1日から適用する。

(5) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の改正に伴い、納税貯蓄組合預金について、農業協同組合連合会を指定金融機関の対象とするとともに、農林中央金庫が主務大臣の認可を受けて子会社とした特定業務を営む特定承継会社を銀行と同様の取扱いとする等所要の措置を講ずる。

## 一 クレジットカードによる国税の納付制度の創設

### 1 制度創設の背景等

国税の納付手続については、日本銀行(歳入代理店を含みます。)又は税務署の収納を行う職員に納付する方法のほか、インターネットバンキング、携帯電話を利用したモバイルバンキング、コンビニエンスストアに納付を委託する方法、所得税や個人の消費税について口座振替納付(振替納税)による方法などがあります。

他方、近年、インターネットを介した各種サービスの支払のためにクレジットカードの利用が一般化してきた中、地方税における納付方法としてクレジットカードによる納付が利用されていること等を踏まえ、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(平成27年6月22日年金保険

料の徴収体制強化等のための検討チーム)」において、「インターネット上でのクレジットカード納付の導入」について指摘がなされていたところです。

今回の改正においては、こうした状況を踏まえ、納税者の利便性向上のため更なる納付手段の多様化を図る観点から、国税の納付手続について、インターネット上でクレジットカードを利用した納付を可能とする制度を創設することとされました。これにより、インターネットを利用できるパソコン等があれば、納付手続や事前準備のために金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅等から24時間いつでもクレジットカードによる納付が行えることとなります。

(注) クレジットカードの利用に係る手数料については、国税の納付の事実上の繰り延べやポイン



ト還元サービスなど実質的に利用者（納税者）自身が享受する便益の対価性を有するものであり、利用者（納税者）において負担することとなります。

**(参考1)** 「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（報告書）」（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）

別紙3の表1-6 税・年金保険料のインターネット上でのクレジットカード納付の導入・拡大

年金保険料については今年度中に、国税については所要の法改正等を経て平成29年からインターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする。地方税についても、総務省の助言・協力の下、各地域の事情に応じて、クレジットカード納付に対応する自治体の更なる拡大を図る。

**(参考2)** 「日本再興戦略 改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

第二のー4(3)ii)⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

国民の利便性の向上及びマイナンバー制度の利用促進等のため、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）を着実に実施する。

**(参考3)** クレジットカードによる国税の納付制度創設の趣旨等については、国会における審議において、「クレジットカードによります納付というのは、あくまでも納税者の利便性というものの向上のために、いわゆる納付の手段の多様化というものを図る観点から導入をしようとしたしているものであります。したがって、

これを利用するかどうかというのは、これはあくまでも納税者自身の判断によるものであろうと存じます。したがって、御懸念のように、国税の滞納の整理に当たって、いわゆる滞納者に対してクレジットカードによる納付を強要するというようなことはありません。」との答弁がなされているところです（平成28年2月26日衆・財務金融委員会における麻生財務大臣の答弁）。

## 2 改正の内容

### (1) 納付受託者に対する納付の委託等

#### ① 納付受託者に対する納付の委託

国税を納付しようとする者は、その税額が1,000万円未満であり、かつ、その者のクレジットカードによって決済することができる金額以下である場合であって、電子情報処理組織（インターネット）を使用して行う納付受託者（下記(2)①参照）に対する通知に基づき納付しようとするときは、納付受託者に納付を委託することができることとされました（通法34の3①二、通規2①二）。

(注1) 上記の「納付受託者に対する通知」が必要な事項は、納付書記載事項（国税を納付しようとする者の氏名又は名称、その国税に係る税目及び税額その他の納付書に記載すべきこととされている事項をいいます。）及びクレジットカードの番号、有効期限その他クレジットカードの決済に必要な事項とされています（通規2③）。

(注2) クレジットカードによる納付が可能な税目は、所得税、法人税、消費税など「納付書を添えて納付」することとされている税目が対象となり、印紙を貼り付けて納付するなど納付書を添えて納付されない税目については対象となりません。

(注3) 上記のクレジットカードによる納付税額について、「1,000万円未満」という基準は、インターネット上でクレジットカード

ド決済を行う際に使用されるネットワーク回線における取扱上限金額等を踏まえたものです。

クレジットカードによる納付を行う場合の具体的な手続としては、インターネットを利用できるパソコン等から国税庁ホームページにアクセスした上で、そこから遷移される納付受託者のweb画面において、上記（注1）の通知事項の入力を行うことが必要となります。なお、一般的に行われるインターネット上でのクレジットカード決済の場合と同様に、特段の事前準備は必要ありません。

## ② 納付の委託を受けた場合における附帯税等の取扱い

納付受託者が国税を納付しようとする者の上記①の委託を受けたときは、その委託を受けた日にその国税の納付があったものとみなして、延納、物納及び附帯税（延滞税、利子税及び加算税をいいます。）に関する規定が適用されます（通法34の3②二）。

（注） 上記の「委託を受けた日」は、具体的には、納付受託者が国税を納付しようとする者に対して、その委託を受けた旨の通知（通規7②）をした日となります。

これは、例えば、申告期限と納期限が同一である国税について、クレジットカードによる納付の方法で納付する場合には、申告書が申告期限に提出され、その日に納付受託者が委託を受けたとしても、実際に国庫に納付されるのは納付受託者が金融機関等に納付した時点となるため、期限後納付となってしまいます。そこで、クレジットカードによる納付を行う場合には、納税者にあつては納付の委託により納付する意思表示がされており、納付受託者にあつては納付の委託を受けることにより納付義務が生じる態様を踏まえ、国庫に入る時点が期限後であっても、延滞税等の規定の適用に当たっては、納付受託者が委託を受けた日にその国税の納付があったものとみなすこととし、その間の延滞税は課さない

こと等とするものであり、具体的には次のとおりとなります。

延納の関係では、所得税の確定申告の場合、その納付すべき所得税額の2分の1以上の金額を納期限までに納付したときは、その残額については5月31日まで延納することができることとされています（所法131）。クレジットカードによる納付の場合、その納期限までに納付受託者に納付の委託をしたときは、その延納に関する規定上、その納期限までに納付されたものとみなされます。

物納の関係では、相続税の物納の撤回において、金銭で一時に納付すべき相続税等があるときは、税務署長からの通知が発せられた日の翌日から起算して1月以内に相続税等が完納されるのを待って、税務署長は、物納の撤回を承認することができることとされています（相法46）。クレジットカードによる納付の場合、その相続税について、その1月以内の日までに納付受託者に納付の委託をしたときは、その物納に関する規定上、その期限までに納付されたものとみなされます。

延滞税の関係では、延滞税の額は、法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じて、未納の税額に一定割合を乗じた金額となります（通法60）。クレジットカードによる納付の場合、納付受託者に納付の委託をしたときに納付されたものとみなして、延滞税の計算が行われます。

不納付加算税の関係では、源泉徴収による国税が法定納期限までに完納されなかった場合には、その法定納期限までに納付されなかった税額に一定割合を乗じた金額に相当する不納付加算税が徴収されます（通法67）。クレジットカードによる納付の場合、納付受託者に納付の委託をしたときに源泉徴収による国税が納付されたものとみなして、不納付加算税を徴収するかどうか判断されます。

この他、相続税の物納等に係る利子税（相法53）などの規定についても、この規定の適

用があります。

## (2) 納付受託者の指定等

### ① 納付受託者の指定要件

納付受託者は、納付事務を適正かつ確実に実施することができる認められる者であり、かつ、一定の要件に該当する者として国税庁長官が指定するものをいい、国税を納付しようとする者の委託を受けて、クレジットカードによる納付事務を行うことができます（通法34の4①）。

この納付受託者の指定に係る「一定の要件」は、次の要件とすることとされています（通令7の2）。

イ 納付受託者として納付事務を行うことが国税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること

ロ 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして一定の基準を満たしていること

この一定の基準については、指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができる認められる者であることとされます（通規3二）。

（注）上記の「指定代理納付者」とは、道府県税等の歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方公共団体の長が指定をした者をいい（地方自治法231の2⑥）、現行の地方税における納付手続のうちクレジットカードによる納付に関する事務を行う者とされています。

### ② 納付受託者の指定手続

納付受託者として国税庁長官の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び法人番号を記載した申出書を国税庁長官に提出する必要があります（通規4①）。この申出書には、定款、法人の登記事

項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）を添付しなければならないこととされています（通規4②）。ただし、国税庁長官がインターネットにおいて定款等の内容を閲覧し、かつ、その内容を記録することができる場合については、その添付の必要はありません（通規4②ただし書）。

国税庁長官は、上記の申出書の提出があった場合において、納付受託者として指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、それぞれその申出書を提出した者に通知することとされています（通規4③）。また、国税庁長官は、納付受託者の指定をしたときは、その名称、住所又は事務所の所在地及びその指定をした日を公示しなければならないこととされています（通法34の4②、通規5）。

（注）納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を国税庁長官に提出する必要があります（通法34の4③、通規6）。この届出があったときは、国税庁長官はその届出に係る事項を公示することとされています（通法34の4④）。

### ③ 納付受託者の指定の取消し

国税庁長官は、納付受託者の指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができ（通法34の7①）、また、納付受託者の指定を取り消したときは、その旨を公示し（通法34の7②）、その旨及びその理由をその指定の取消しを受けた者に通知することとされています（通規10）。

イ 上記①の指定要件に該当しなくなったとき

ロ 下記(3)②又は(4)②の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき



ハ 下記(4)①に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき

ニ 下記(4)③の立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

### (3) 納付受託者の納付義務等

#### ① 納付受託者の納付義務

納付受託者は、国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日の翌日から起算して11取引日（金融機関の休日以外の日をいいます。以下同じです。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと国税庁長官が認める場合には、その承認する日）までに納付する必要があります（通法34の5①二、通令7の3二）。

（注） 納付受託者は、国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、その旨をインターネットを使用してその者に通知し（通規7②）、また、納付の委託を受けた国税に係る納付書記載事項に係る電磁的記録を保存する必要があります（通規7③）。

#### ② 納付受託者の報告義務

納付受託者は、国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、次のイ及びロの事項を国税庁長官に報告する必要があります（通法34の5②二、通規8）。

イ 報告の対象となった期間並びにその期間において受けた納付の委託の件数、合計額及び納付年月日

ロ 上記イの期間において受けた納付の委託に係る次に掲げる事項

- i 上記(1)①（注1）の納付書記載事項
- ii 国税を納付しようとする者から納付の委託を受けた年月日

#### ③ 納付受託者からの徴収等

納付受託者が納付の委託に係る国税を期限

までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付受託者から徴収することとされ（通法34の5③）、その納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者から徴収することができないものとされています（通法34の5④）。

国税が未納の場合、本来はその納付義務を負っている納税者に対して滞納処分を行うこととなりますが、クレジットカードによる納付においては、納税者に納付義務は残っているものの、納付受託者にあつては納付の委託を受けることにより納付義務が生じる態様を踏まえ、未納となっている国税について納付の委託がされている場合には、まずは、納付の委託を受けた納付受託者に対して滞納処分を行うこととされるものです。そして、滞納処分を行っても徴収できない場合でなければ納税者からは徴収できないこととし、納税者の保護を図っています。

また、納付受託者にあつては、国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日の翌日から起算して11取引日を経過した最初の取引日までに納付することとされている一方で、納税者における支払日（口座引落日）は、通常その納付受託者における納付期限より後となることから、納付受託者が納付すべき国税について未納となる場合であっても、納税者が二重に支払いをすることは基本的にないものと考えられます。なお、納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、上記(1)②のとおり、その委託を受けた日に国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用することとされており、納税者に本税以外の税負担を求めない仕組みとなっています。

(4) 納付受託者の帳簿保存等の義務

① 納付受託者の帳簿保存義務

納付受託者は、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないこととされています（通法34の6①、通規16①・別紙第1号の3書式）。

② 納付受託者に対する報告要求

国税庁長官は、納付委託制度に関する規定を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、納付受託者に対し、報告をさせることができることとされています（通法34の6②）。この場合には、国税庁長官は、納付受託者に対し、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとされています（通規9）。

③ 納付受託者に対する立入検査等

国税庁長官は、納付委託制度に関する規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に

質問させることができることとされています（通法34の6③）。この立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示する必要があります（通法34の6④）。

(注) 上記の立入検査の権限について、国税庁長官は、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができることとされています（通法34の6⑥、通令7の4）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年1月4日から施行されます（改正法附則1四、改正通令附則①一、改正通規附則①一）。なお、原則として、同日以後の納付（対象となる税目については、上記2(1)①(注2)をご参照ください。）から運用が開始され、源泉所得税（自主納付分に限りません。）にあっては同年6月以後の納付から利用可能となる予定ですが、今後、国税庁ホームページ等で示される予定です。

(参考図表1) コンビニ納付とクレジットカード納付の比較

	コンビニ納付	クレジットカード納付
上限金額	30万円	1,000万円未満
納付手続	コンビニで納付書により納付	WEB画面上で納付情報を入力
事務手数料	国が負担	国が負担 ※カード手数料は利用金額に応じ納税者が負担
納付日	納税者がコンビニに税額に相当する金銭を交付したときが納付日 ※コンビニ業者の国への納付期限は、金銭の交付を受けた日の翌日から11取引日を経過した最初の取引日	納税者の依頼により、クレジットカード会社が受託（与信審査了）した日が納付日 ※同左（クレジットカード会社の国への納付期限）
事業者（コンビニ・クレジットカード会社）が国税未納のまま倒産した場合等	・事業者から徴収 ・事業者から徴収困難な場合には納税者（延滞税は課されない）	同左
事業者の指定手続	国税庁長官が指定	同左

## 二 延滞税の計算期間等の見直し

### 1 改正の背景

平成26年12月12日に延滞税の計算期間についての最高裁判決があり、その最高裁判決においては、①納税者が相続税を法定納期限内に申告及び納付をした後、その申告に係る相続税額が過大であるとして更正の請求をした場合において、その後、②所轄税務署長において、相続財産の評価の誤りを理由に減額の更正処分をした後、③再び相続財産の評価の誤りを理由に当初の申告額に満たない増額の更正処分をしたときは、相続税の法定納期限の翌日から増額の再更正により納付すべき本税の納期限までの期間については延滞税は発生しない、とする旨の判示がなされたところです。

(注) 上記の最高裁判決においては、「延滞税の発生は法において想定されていない」と判示されており、これは、法令解釈・適用に対して誤認との判断がなされたものです。この最高裁判決を踏まえ、国税庁においては、平成27年1月に「最高裁判所判決に基づく延滞税計算の概要等について」をホームページに掲載・公表し、上記の事例と同様に、当初の申告及び納付が法定納期限内に行われ、財産の評価誤り等を理由に減額の更正処分をした後、同様の事由（以下「同一論点」といいます。）について課税庁の判断を変更し、当初の申告額に満たない増額の再更正処分又は税務調査に基づく修正申告（以下「増額の再更正処分等」といいます。）をした事案が確認された場合には、過去になされた増額の再更正処分等により納付された本税に対する延滞税を再計算し、納め過ぎとなっている延滞税について還付手続を行うという対応がなされました。また、今後も、上記の事例と同様の事案が生じた場合には、増額の再更正処分等により納付すべき本税については、上記の最高裁判決に基づき延滞税を計算する取扱いをすることとされています。

このように、同一論点に係る増額の再更正処分等については法令解釈・適用の修正による対応が行われる中、上記の最高裁判決を契機として、同一論点以外の場合の増額更正等について、当初申告につき行われた納付相当額に係る延滞税の計算期間等の見直しが課題とされていました。

今回の改正においては、こうした課題に対応し、当初申告に係る納付が行われたものにつき増額更正等がなされた納税者の延滞税負担を適正化する観点から、①納税者が申告及び納付、②その後、申告税額が過大であるとして税務署長が減額更正、③その後さらに、税務署長が増額更正等をする場合におけるその増額更正等により納付すべき税額に係る延滞税額の計算期間については、④その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から増額更正等までの間は延滞税を課さないこととする一方で、⑤減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合には、現に未納となっている期間を延滞税の計算期間とし、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間は延滞税を課すこととされました。

#### (参考) 最高裁判決の対象となった事案及び判決の要旨

この判決は、相続人らが、それぞれ、法定申告期限内に相続税の申告及び納付をした後、その申告に係る相続税額が過大であるとして更正の請求をしたところ、所轄税務署長において、相続財産の評価の誤りを理由に減額更正をするとともに還付加算金を加算して過納金を還付した後、再び相続財産の評価の誤りを理由に増額更正をし、これにより新たに納付すべきこととなった本税額につき、国税通則法の規定に基づき、法定納期限の翌日から完納の日までの期間（ただし、法定申告期限から1年を経過する日の翌日から上記の増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間を除きま

す。)に係る延滞税の納付の催告をしたことから、上記の延滞税は発生していないとして、その納付義務がないことの確認を求める事案に対するものでした。

上記の事案に対して、最高裁判決では、以下のように判示されています。

「前記事実関係等によれば、本件各増額更正がされた時点において、本件各相続税については、本件各増差本税額に相当する部分につき法的効果としては新たに納税義務が発生するとともに未納付の状態となっているが、本件各増額更正後の相続税額は本件各申告に係る相続税額を下回るものであることからすれば、本件各増差本税額に相当する部分は、本件各申告に基づいて一旦は納付されていたものである。これにつき再び未納付の状態が作出されたのは、所轄税務署長が、本件各減額更正をして、その減額された税額に係る部分について納付を要しないものとし、かつ、当該部分を含め、本件各申告に係る税額と本件各減額更正に係る税額との差額を過納金として還付したことによるものである。このように、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分については、それぞれ減額更正と過納金の還付という課税庁の処分等によって、納付を要しないものとされ、未納付の状態が作出されたのであるから、納税者としては、本件各増額更正がされる前においてこれにつき未納付の状態が発生し継続することを回避し得なかったものというべきである。

他方、所轄税務署長は、本件各更正請求に係る税務調査に基づき、本件相続土地の評価に誤りがあったことを理由に、上告人らの主張の一部を認めて本件各減額更正をしたにもかかわらず、本件各増額更正に当たっては、自らその処分の内容を覆し、再び本件各減額更正における本件相続土地の評価に誤りがあったことを理由に、税額を

増加させる判断の変更をしたものである。

以上によれば、本件の場合において、仮に本件各相続税について法定納期限の翌日から延滞税が発生することになるとすれば、法定の期限内に本件各増差本税額に相当する部分を含めて申告及び納付をした上告人らは、当初の減額更正における土地の評価の誤りを理由として税額を増額させる判断の変更をした課税庁の行為によって、当初から正しい土地の評価に基づく減額更正がされた場合と比べて税負担が増加するという回避し得ない不利益を被ることになるが、このような帰結は、法60条1項等において延滞税の発生につき納税者の帰責事由が必要とされていないことや、課税庁は更正を繰り返し行うことができることを勘案しても、明らかに課税上の衡平に反するものといわざるを得ない。そして、延滞税は、納付の遅延に対する民事罰の性質を有し、期限内に申告及び納付をした者との間の負担の公平を図るとともに期限内の納付を促すことを目的とするものであるところ、上記の諸点を鑑みると、このような延滞税の趣旨及び目的に照らし、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分について本件各増額更正によって改めて納付すべきものとされた本件各増差本税額の納期限までの期間に係る延滞税の発生は法において想定されていないものとみるのが相当である。

したがって、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分は、本件各相続税の法定納期限の翌日から本件各増額更正に係る増差本税額の納期限までの期間については、法60条1項2号において延滞税の発生が予定されている延滞と評価すべき納付の不履行による未納付の国税に当たるものではないというべきであるから、上記の部分について本件各相続税の法定納期限の翌日から本件各増差本税額の納期限までの



期間に係る延滞税は発生しないものと解するのが相当である。

そして、本件において、本件各増差本税額の納期限は平成23年6月30日であるところ、上告人らは、これより前の同月3日に本件各増差本税額を納付しているから、本件各相続税のうち本件各増差本税額に相当する部分について本件期間に係る延滞税は発生しないものというべきである。」

## 2 延滞税の計算期間の見直し

### (1) 改正前の制度の概要

#### ① 延滞税の概要

延滞税は、優先徴収権が認められた国税の確実な収納・確保を図るため、期限内に納付した者との間の負担の公平の確保、滞納防止、滞納となった国税の早期納付を促す等の観点から設けられており、民事における遅延利息(遅延損害金)に相当するものとされています。

この延滞税の額は、国税の法定納期限の翌日から完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額とされています。ただし、納期限までの期間又は納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額とされています(通法60②)。

なお、この延滞税の割合については、租税特別措置法において、低金利の状況を勘案して延滞税の負担軽減を図るための特例が設けられています。具体的には、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次の割合とされています(措法94①)。

イ 年14.6%の割合の延滞税：その特例基準割合に年7.3%を加算した割合

ロ 年7.3%の割合の延滞税：その特例基準割合に年1%を加算した割合(その加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3

%の割合)

(注) 上記の「特例基準割合」は、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の合計を12で除して計算した割合(この割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合とされています(措法93②)。

#### ② 延滞税の計算期間の特例

修正申告書(偽りその他不正の行為により国税を免れ(還付を受け)た納税者が調査による更正を予知して提出したものを除きます。)の提出又は更正(偽りその他不正の行為により国税を免れ(還付を受け)た納税者についてされた更正を除きます。)があった場合において、次に該当するときは、その申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、延滞税の計算期間からそれぞれ次に定める期間を控除して、延滞税の計算をすることとされています(旧通法61①)。

イ その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から1年を経過する日後に修正申告書が提出され、又は更正に係る更正通知書が発せられたとき：その法定申告期限から1年を経過する日の翌日から修正申告書が提出され、又は更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

ロ その申告又は更正に係る国税について期限後申告書が提出されている場合において、その期限後申告書の提出があった日の翌日から起算して1年を経過する日後に修正申告書が提出され、又は更正に係る更正通知書が発せられたとき：その期限後申告書の提出があった日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日から修正申告書が提出され、又は更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

## (2) 改正の内容

修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正（以下「増額更正」といいます。）があった場合において、その申告又は増額更正に係る国税について期限内申告書又は期限後申告書（以下「期限内申告書等」といいます。）が提出されており、かつ、期限内申告書等の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下「減額更正」といいます。）があった後に修正申告書の提出又は増額更正（以下「修正申告書の提出等」といいます。）があったときは、修正申告書の提出等により納付すべき国税（期限内申告書等に係る税額に達するまでの国税に限ります。）については、次に定める期間（特定修正申告書の提出又は特定更正により納付すべき国税その他一定の国税にあつては、①の期間に限ります。）を控除して、延滞税の計算をすることとされました（通法61②）。

① 期限内申告書等の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日がある国税の法定納期限前である場合には、その法定納期限）の翌日から減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間（通法61②一）

これは、「申告に基づいて一旦は納付されていたもの」であることに着目して、減額更正までの「納付があった期間」については、延滞税の計算期間に含めることは適当でないとの考えに基づくものであり、納付がある前の「未納の期間」については、延滞税の計算期間に含まれることとなります。

② 減額更正に係る更正通知書が発せられた日（その減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から修正申告書が提出され、又は増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間（通法61②二）

これは、減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合には、増額更正等により納付すべき税額については、更正の請求という納税者の意思に基づく減額更

正によって未納付の状態が作出された結果発生したものであるとの考えに基づくものであり、このような場合には、現行における納税申告書の提出後1年以上経過した後に修正申告書の提出等があった場合の延滞税の取扱い（上記(1)②イ・ロ参照）を踏まえ、減額更正がされた日から1年間を限度として延滞税を課すこととされたものです。

(注1) 上記の「増額更正」には、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正が、「減額更正」には、期限内申告書等に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書等に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正が、それぞれ含まれます（通令26②③）。

(注2) 上記の「期限内申告書等に係る税額に達するまでの国税」とは、次の税額に相当する国税とされます（通令26④）。

① 期限内申告書等の提出により納付すべき税額がある場合：次のイ又はロの税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ 期限内申告書等の提出により納付すべき税額から修正申告又は増額更正（以下「修正申告等」といいます。）前の税額を控除した税額（修正申告等前の還付金の額に相当する税額があるときは、期限内申告書等の提出により納付すべき税額にその還付金の額に相当する税額を加算した税額）

② 期限内申告書等の提出により納付すべき税額がない場合（次の③の場合を除きます。）：次のイ又はロの税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ 修正申告等前の還付金の額に相当

する税額

- ③ 期限内申告書等に係る還付金の額がある場合：次のイ又はロの税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ 修正申告等前の還付金の額に相当する税額から期限内申告書等に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

(注3) 上記の「特定修正申告書」とは、偽りその他不正の行為により国税を免れ(還付を受け)た納税者が更正を予知して提出した修正申告書をいい、「特定更正」とは、偽りその他不正の行為により国税を免れ(還付を受け)た納税者についてされた更正をいいます(通法61②)。

(注4) 上記の「その他一定の国税」とは、減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1年を経過する日までに修正申告書の提出等があったときのその修正申告書の提出等により納付すべき国税とされます(通令26⑤)。

### 3 延滞税の計算期間の見直しに伴う過少申告加算税の整備

#### (1) 改正前の制度の概要

期限内申告をした後に減額更正がされ、その後さらに修正申告等があった場合(減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除きます。)には、国税庁の運用上の取扱いによって、修正申告等により納付すべき税額のうち期限内申告書に係る税額に達するまでの税額については、過少申告加算税を課さないこととされています。

(参考) 申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて(平成12年7月3日国税庁事務運営指針)

(抄)

#### 第1 過少申告加算税の取扱い

(過少申告の場合における正当な理由があると認められる事実)

- 1 通則法第65条の規定の適用に当たり、例えば、納税者の責めに帰すべき事由のない次のような事実は、同条第4項に規定する正当な理由があると認められる事実として取り扱う。

(1) 省略

- (2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書に記載された税額(以下「申告税額」という。)につき、通則法第24条の規定による減額更正(通則法第23条の規定による更正の請求に基づいてされたものを除く。)があった場合において、その後修正申告又は通則法第26条の規定による再更正による税額が申告税額に達しないこと。

(注) 当該修正申告又は再更正による税額が申告税額を超えた場合であっても、当該修正申告又は再更正により納付することとなる税額のうち申告税額に達するまでの税額は、この(2)の事実に基づくものと同様に取り扱う。

(3)・(4) 省略

#### (2) 改正の内容

今回の改正において、上記2(2)のとおり延滞税の計算期間の見直しが行われたことに伴い、上記(1)の運用上の取扱いについて法令上明確化することとされました。

具体的には、修正申告等前にその修正申告等に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(期限内申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正を含み(通令27②)、更正の請求に基づく更正を除きます。)があった場合には、修正申告等に基づき納付す

べき税額から期限内申告書の提出により納付すべき税額に達するまでの税額を控除して、過少申告加算税を課すこととされました（通法65④二）。

（注） 上記の「期限内申告書の提出により納付すべき税額に達するまでの税額」の具体的な計算方法については、上記2(2)（注2）の延滞税における取扱いと同様となっています（通令27①二）。また、「期限内申告書の提出により納付すべき税額に達するまでの税額」があり、かつ、「修正申告等に基づき納付すべき税額に関し正当な理由」がある場合における「修正申告等に基づき納付すべき税額から控除する

税額」については、まず「正当な理由に係る税額」を控除し、次いで「期限内申告書の提出により納付すべき税額に達するまでの税額」を控除することとされています（通令27①三）。

## 4 適用関係

- (1) 上記2の改正は、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます（改正法附則54②）。
- (2) 上記3の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国税については、従前どおりとされています（改正法附則54③）。

# 三 加算税制度の見直し

## 1 改正前の制度の概要

申告納税方式による国税については、納税申告が納税義務を確定させる重要な意義を有することから、その申告の適正性を担保するため、行政制裁として過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の制度が設けられています（通法65、66、68）。これらの各加算税の概要は、次のとおりです。

### (1) 過少申告加算税の概要

期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、納税者に対し、その修正申告又は更正に基づいて納付すべき税額に10%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされています（旧通法65①②）。ただし、その修正申告が調査による更正を予知してされたものでないときは、過少申告加算税を課されないこととされており（旧通法65⑤）、これは、申告納税制度の普及を図るため、自発的な修正申告を奨励することを目的とするものであるとされています。

### (2) 無申告加算税の概要

期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に15%（納税額が50万円を超える部分は20%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされています（旧通法66①②）。ただし、その期限後申告書又は修正申告書の提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでないときは、その申告に基づいて納付すべき税額に係る無申告加算税の額は、その税額に5%の割合を乗じて計算した金額とされ、通常の場合よりも軽減することとされており（旧通法66⑤）、この趣旨は、上記(1)の修正申告が調査による更正を予知してされたものでないときに過少申告加算税が課されない措置と同様です。

なお、期限後申告書の提出があった場合において、その提出が、調査による決定を予知してされたものでなく、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合に該当してされたものであり、かつ、その期限後申告書の提出が法定申告期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、無申告加算税は課さないこととする「無申告加算税の不適用制



度」が設けられています（旧通法66⑥）。

上記の「期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合」とは、次のいずれにも該当する場合とされています（旧通令27の2①）。

- ① 自発的な期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日（酒税やたばこ税など一定の間接税に係る期限後申告書である場合には、1年前の日）までの間に、その期限後申告書に係る国税の属する税目について、期限後申告書の提出又は決定を受けたことにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合で、かつ、この「無申告加算税の不適用制度」の適用を受けていない場合
- ② 上記①の期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限までに納付されていた場合又は納付受託者に交付されていた場合

### (3) 重加算税の概要

- ① 過少申告加算税に代えて課される場合の重加算税

過少申告加算税が課される場合において、納税者がその国税の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽・仮装して納税申告書を提出していたときは、納税者に対し、過少申告加算税に代えて計算の基礎となるべき税額に35%の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課することとされています（旧通法68①）。

- ② 無申告加算税に代えて課される場合の重加算税

無申告加算税が課される場合（調査による更正又は決定を予知しないでされた申告による場合を除きます。）において、納税者がその国税の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽・仮装して法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、納税者に対し、無申告加算税に代えて計算の基礎と

なるべき税額に40%の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課することとされています（旧通法68②）。

- ③ 不納付加算税に代えて課される場合の重加算税

不納付加算税が課される場合（強制徴収を予知しないでされた納付による場合を除きます。）において、納税者が事実の全部又は一部を隠蔽・仮装して法定納期限までに納付しなかったときは、納税者から、不納付加算税に代えて計算の基礎となるべき税額に35%の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収することとされています（旧通法68③）。

## 2 改正の内容

- (1) 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の過少申告加算税等の整備

税務調査を行う場合には、税務当局は納税者に対し原則として事前通知をすることが平成23年12月改正により法令上義務化されていますが、加算税制度において、調査による更正等を予知しないでされた修正申告等については、過少申告加算税が課されない（無申告加算税の場合には5%に軽減される）ことから、事前通知直後（更正等の予知前）に多額の修正申告又は期限後申告を行うことにより加算税の賦課を回避している事例が散見されていたところです。

先述のとおり、これまでは申告納税制度の普及を図るため自発的な修正申告等を奨励する目的で過少申告加算税等を調査による更正等の予知までの間は課さない（軽減する）こととされていましたが、今回の改正においては、こうした状況に対応し、当初申告のコンプライアンスを高める観点から、調査通知から更正等の予知までの間については、更正等の予知後の通常に加算税よりも一段低い水準の加算税を課することとされました。

(注) 上記の「通常に加算税よりも一段低い水準」とする加算税の賦課については、調査通知に

より、その調査による更正等が行われる可能性が発現するものの、上記の加算税が更正等の予知に至る前の自発的な修正申告等を促す段階において課されることを踏まえたものです。

具体的には、修正申告書又は期限後申告書の提出が、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）以後、かつ、調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、これらの申告に基づいて納付すべき税額に5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税（期限後申告（その修正申告を含みます。）の場合には、その納付すべき税額に10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税）を課すこととされました（通法65①②⑤、66①②⑥）。

（注1）上記の「調査に関する一定の事項の通知（調査通知）」とは、次の①から③までの事項の通知とされています（通法65⑤、通令27③）。

① 調査の対象となる税目（通法74の9④）

② 調査の対象となる期間（通法74の9⑤）

③ 事前通知を行う場合の実地の調査において質問検査等を行わせる旨（通法74の9①）又は事前通知を要しない場合（通法74の10）において実地の調査を行う旨  
また、この「調査通知」には、納税者（本人）が自身に代えて税務代理人に対して行うことに同意している場合（通法74の9⑤⑥、通規11の3①②）には、その税務代理人への通知も含むこととされています（通令27④）。

（注2）次の①及び②の修正申告等については、上記の加算税の対象とならないものと考えられますが、具体的には今後、通達等において示される予定です。

① 次のように調査対象が区分される場合において、調査通知がされる調査の対象となっていない部分についての修正申告  
イ 調査通知の際に納税者の同意の上、移転価格部分とそれ以外の部分に区分して調査が行われる場合

ロ 一部の連結子法人の調査を行わないこととした場合

② 次のように調査通知の時期に関わらず、一定の時期に提出が予定されている修正申告等

イ 他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告又は期限後申告

ロ 相続税又は贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告又は期限後申告

（注3）調査通知前、かつ、更正等の予知前に行われた修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されない（無申告加算税の場合には5%に軽減される）こととなります（通法65⑤、66⑥）。

## （2）短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税等の加重措置の創設

これまでの無申告加算税又は重加算税の水準（割合）にあつては、無申告又は仮装・隠蔽が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に無申告又は仮装・隠蔽を繰り返すケースも多いことから、こうしたケースに対する行政制裁としての牽制効果は十分なものではないと考えられる状況にあったところです。

今回の改正においては、こうした状況に対応し、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が、再び調査を受けて無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合には、無申告加

算税又は重加算税について10%加重する措置を創設することとされました。

具体的には、期限後申告書若しくは修正申告書の提出（調査による更正等を予知してされたものに限ります。）、更正若しくは決定又は納税の告知若しくは納税の告知を受けることなくされた納付（以下「期限後申告等」といいます。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正等を予知してされたものに限ります。）又は重加算税（以下「無申告加算税等」といいます。）を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税（15%、20%）又は重加算税（35%、40%）の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました（通法66④、68④）。

（注1） 上記の無申告加算税等の加重措置について、「10%の割合」という水準は、現行の加算税率の水準（多額の期限後申告である場合の無申告加算税は20%、重加算税は40%）を踏まえつつ、全体として短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽を行う悪質な者に対する牽制効果を的確に発揮できる加重後の加算税の水準とする（加重後の無申告加算税は30%、重加算税は50%）との考えに基づくものです。

（注2） 上記の繰り返して無申告又は仮装・隠蔽を行う期間について、「期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間」という設定は、更正・決定等の期間制限が租税債権・債務に係る法律関係の安定化・公平を図る観点から基本的に「5年」とされていること（通法70①）等を踏まえたものです。

（注3） 所得税及び復興特別所得税に係る上記の無申告加算税等の加重措置の適用については、同一の税目に属する国税とみなすこと

とされています（復興所令13③二）。

（注4） 次の①～③の期限後申告等については、上記の無申告加算税に係る加重措置の対象外とされています（通法66④）。

① 期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる期限後申告等（通法66①ただし書）

② 上記1(2)なお書の「無申告加算税の不適用制度」の適用がある期限後申告（通法66⑦）

③ 調査による更正等を予知してされたものでない期限後申告又は修正申告

上記の①及び②については、無申告加算税自体が課されないこと、また、③については、上記の加重措置が悪質な行為を繰り返す者に対する牽制効果を高める観点から行うものであり、調査による更正等の予前にされる自発的な修正申告書又は期限後申告書の提出についてまで効果を及ぼす必要はないとの考えに基づくものです。

### （3） 無申告加算税等の不適用制度の整備

今回の改正において、クレジットカード納付制度が創設されたことに伴い（この制度の詳細については、前述の「— クレジットカードによる国税の納付制度の創設」をご参照ください。）、上記1(2)なお書の「無申告加算税の不適用制度」（不納付加算税についても、同様の不適用制度（通法67③）が設けられています。）において、法定納期限までに納付する意思があることを求める要件に関し、法定納期限までに納付受託者がクレジットカード納付に関する委託を受けていた場合について、現行のコンビニ納付を行う場合と同様の取扱いとする所要の整備が行われました（通令27の2①二、②二）。

## 3 適用関係

（1） 上記2(1)及び(2)の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限等が到来した国

税については、従前どおりとされています（改正法附則54③）。なお、上記2(2)の改正については、同日以後の繰り返して行われる、すなわち2回目以降の無申告加算税又は重加算税の賦課決定から適用されることとなります（改正法附則54③後段）。

(2) 上記2(3)の改正は、平成29年1月4日から施行されます（改正通令附則①一）。これは、クレジットカード納付制度が同日から施行すること（改正法附則1四）に合わせることでされたものです。

## 四 マイナンバー記載の対象書類の見直し

### 1 改正前の制度の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）においては、税務当局に提出される確定申告書や法定調書等について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することを可能とし、より正確な所得把握に資する観点から、各税法に基づき税務当局が行う国税の賦課・徴収に関する事務（申告書の処理、調査等）に番号を活用することとされています（番号法2⑩⑪、9①③、別表第一第38号）。

各税法においては、こうした対応が可能となるよう、税務署長等に提出される全ての申告書・法定調書等について、その提出者（申告を行う者、法定調書の提出義務者等）に対し、提出者本人及び記載項目とされている第三者（扶養控除の対象者、給与等の支払を受ける者等）に係る番号を記載しなければならないこととされていました（旧通法124①等）。

(注) 上記の「番号」とは、個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）又は法人番号をいいます（通法124等）。マイナンバーは、番号法に基づき、住民票を有する全員（法人番号については、法人等）に指定されるものです（番号法2⑤、42①②）。

### 2 改正の内容

番号法及びその整備法の制定（平成25年5月）以後、マイナンバーの利用開始（平成28年1月）が近づく中、厳格な本人確認手続やマイナンバー

記載書類の保存等において求められる安全管理措置の具体的内容が公表され、また、大規模な情報漏えい問題を受けて個人情報保護に係る国民意識が高まってきたこと等を踏まえ、マイナンバーの記載対象書類を見直し、納税者や事業者の負担軽減を図ることが課題とされていました。

今回の改正においては、こうした課題に対応し、マイナンバーの記載に係る本人確認手続やマイナンバー記載書類の管理負担に配慮する観点から、申告等の主たる手続と併せて提出される書類等について、マイナンバーの記載を不要とする見直しが行われました。

具体的には、提出者等のマイナンバーを記載しなければならないこととされている税務関係書類（納税申告書及び調書を除きます。）のうち、次の書類について、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととされました（通法124①等）。

- ① 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類
- ② 税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類

国税通則法においては、税務書類（申告書、申請書、届出書、調書その他の書類をいいます。以下同じです。）の共通的記載事項として、提出者の氏名、住所及び番号を定めていますが、今回の改正においては、税務書類（納税申告書及び調書を除きます。）のうち、納税申告書その他のマイナンバーを記載すべき書類の提出に関連し、又は



その後続の手續として提出される税務書類（上記①に該当する書類）として国税庁長官が定める書類について、その提出者のマイナンバーの記載を要しないこととされました（通法124①、通規15①、平成28年国税庁告示第7号）。なお、各税法において提出者等の氏名、住所、番号等の記載事項が定められている場合には、各税法の規定が特別法として一般法たる国税通則法に優先して適用されることから、各税法におけるマイナンバーの記載を要しない書類については、各税法の規定の改正が行われています。

（注1） 上記①又は②の書類に該当し、マイナンバーの記載を要しないこととされる対象となる書類の詳細（一覧）については、（参考図表2）をご参照ください。

（注2） e-Taxの事前開始届出書については、その届出の際において番号法に基づく本人確認が速やかに行えない場合には、識別符号（ID）の即時発行ができなくなる場面も想定され、納税者における著しい利便性低下が懸念され

たことから、上記で述べた今回の改正に先行して、マイナンバーの記載を要しないこととする見直しが行われています（国税オンライン化省令4①④、平成27年10月改正国税オンライン化省令附則②）。

（注3） 法人番号にあっては、マイナンバーとは異なり、番号法上、利用制限がなく、本人確認手続も必要とされていないため、今回の見直しの対象とはされていません。

### 3 適用関係

上記2の改正は、平成29年1月1日（上記2②の書類にあっては、平成28年4月1日）以後に提出すべき書類について適用されます（改正法附則54④等）。

（注） 上記の改正の趣旨を踏まえ、マイナンバーの記載を要しないこととする上記2①の書類については、施行日前においても、運用上、マイナンバーの記載がなくとも改めて求めないこととされています（平成28年度税制改正の大綱）。

（参考図表2） **マイナンバーの記載を省略する書類の一覧**（各書類末尾のかつこ書は、省略に係る適用法令を示しています。なお、適用法令中の「告示」は、「平成28年国税庁告示第7号」を指します。）

(1) 上記2①の書類（平成29年1月1日以後適用分）

【所得税関係】
・ 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書 [所規46]
・ 所得税の青色申告承認申請書 [所規55]
・ 所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書 [所規40の2①、55]
・ 所得税の青色申告の取りやめ届出書 [所規66]
・ 青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 [所法57②、所規36の4①②]
・ 現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書 [所規40の2①]
・ 現金主義による所得計算の特例を受けることに取りやめ届出書 [所規40の2②]
・ 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書 [所規39の2①]
・ 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書 [通法124①、告示一・三]
・ 所得税の有価証券の評価方法の届出書 [通法124①、告示二]
・ 所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書 [所規23、29]
・ 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書 [所規23]
・ 所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書 [所規22]
・ 所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書 [所規24]
・ 取替法採用承認申請書 [所規25]
・ 所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書 [所規27]
・ 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書 [所規31]
・ 所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書 [所規32②]

- ・ 所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書 [所規32④]
- ・ 所得税の増加償却の届出書 [所規34③]
- ・ 所得税の特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定申請書 [措規7]
- ・ 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書 [通法124①、告示七十三]
- ・ 所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書 [所規25の2]
- ・ 所得税の申告等の期限延長申請書 [通法124①、告示四十九]
- ・ 繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書 [災免令10①]
- ・ 特別農業所得者の承認申請書 [所規45]
- ・ 年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書 [通法124①、告示六十三]
- ・ 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書 [措規18の21⑧]
- ・ 延払条件付譲渡に係る所得税額及び復興特別所得税額の延納の許可申請書 [所規51]
- ・ 延払条件付譲渡に係る所得税額及び復興特別所得税額の延納条件の変更申請書 [所規52]
- ・ 退職給与規程に関する書類 [通法124①、告示四]
- ・ 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 [所規40の14、66の5]
- ・ 固定資産の取得又は改良をしたことを証する書類 [通法124①、告示七十]
- ・ 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書 [耐令1④]
- ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 [所規78]
- ・ 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書 [所規79]
- ・ 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書 [所令319の2①、所規76の2④]
- ・ 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書 [所規76の2⑤]
- ・ 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書 [所令316①]
- ・ 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書 [所令324]
- ・ 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書 [所令325①②]
- ・ 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書 [所令331①]
- ・ 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書 [通法124①、告示五]
- ・ 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書 [通法124①、告示五]
- ・ 非課税貯蓄者死亡通知書 [所規10②]
- ・ 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書 [所規8の3]
- ・ 特別非課税貯蓄者死亡通知書 [措規2の5①（所規10②の読替）]
- ・ 販売機関等において事業譲渡等があった場合の申告書 [措規2の5①（所規8の3の読替）]
- ・ 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書 [措規18の15の10④]
- ・ 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書 [措規3の10①]
- ・ 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 [措規13の3⑤]
- ・ 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書 [措規13の3⑫、21の19⑫]
- ・ 代替資産の取得期限延長承認申請書 [措規14④]
- ・ やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 [措令25⑳、25の4⑧、震災税特令14⑧]
- ・ 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 [措令25⑱、震災税特令14⑧]
- ・ 造成宅地の譲受け承認申請書 [措令25の6⑤]
- ・ 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書 [通令4②]
- ・ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書 [所規52の2③、52の3③]
- ・ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書 [所規52の2①、52の3①]
- ・ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る付表（納税管理人の届出の場合には要番号） [所規52の2①③、52の3①③]

**【相続・贈与税関係】**

- ・ 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書 [相規1の6①、措規23の2⑨、23の2の2③]

- ・ 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書 [措規23の5の3⑭]
- ・ 事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書 [措規23の5の4⑭]
- ・ 相続税法施行規則附則第4項・第5項・第6項の規定による幼稚園教育用財産の取得・廃止・現況届出書 [相規附則④⑤]
- ・ 相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定(変更)申請書 [相規附則⑧]
- ・ 贈与税の納税猶予の継続届出書 [措令40の6⑥④]
- ・ 相続税の納税猶予の継続届出書 [措令40の7⑥④]
- ・ 贈与税の納税猶予取りやめ届出書 [通法124①、告示六十四]
- ・ 贈与税の免除届出書 [措令40の6⑥⑥]
- ・ 相続税の免除届出書 [措令40の7⑥⑥]
- ・ 特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書 [措規23の7⑨]
- ・ 推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書 [措規23の7⑫]
- ・ 推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書 [措規23の7⑭]
- ・ 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書 [措規23の7⑯]
- ・ 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書 [措規23の8⑪]
- ・ 貸付特例適用農地等の変更届出書(再借受代替農地等を借り受けた場合) [措令40の6⑳、40の7㉕]
- ・ 貸付特例適用農地等に係る継続届出書(措法第70条の4第8項適用分・措法第70条の6第10項適用分) [措規23の7⑰、23の8⑬]
- ・ 貸付特例適用農地等の(変更)届出書(貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合) [措規23の7㉑、23の8⑯]
- ・ 代替農地等の取得等に関する承認申請書(納税猶予事案用) [措令40の6㉙㉚、40の7㉛㉜]
- ・ 代替農地等の取得価額等の明細書 [措規23の7㉚㉛、23の8⑱⑲]
- ・ 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 [措令40の6㉞、40の7⑳]
- ・ 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 [措規23の7㉟、23の8㉠]
- ・ 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書 [措規23の7㉡、23の8㉢]
- ・ 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書 [措令40の6㉟、40の7㉡]
- ・ 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書(納税猶予事案用) [措令40の6㉛、40の7㉜]
- ・ 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書 [措規23の7㉡、23の8㉢]
- ・ 都市営農農地等該当に関する明細書 [措規23の7㉢、23の8㉣]
- ・ 営農困難時貸付けに関する届出書 [措規23の7㉣、23の8㉡]
- ・ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書 [措規23の7㉤④、23の8㉡]
- ・ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 [措規23の7㉤④、23の8㉡]
- ・ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 [措規23の7㉢、23の8㉡]
- ・ 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 [措規23の7の2①]
- ・ 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 [措規23の8の2①]
- ・ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書 [措規23の7の2③⑦⑧、23の8の2③]
- ・ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 [措規23の7の2③⑦⑧、23の8の2③]
- ・ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 [措規23の7の2⑤⑧、23の8の2③]
- ・ 納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書 [措規23の13①④]
- ・ 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書 [措令40の7の4⑰]
- ・ 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書 [通法124①、告示六十五]
- ・ 山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書 [措規23の8の4㉢]



- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 [措令40の8 ㉓、40の8の2 ㉔、40の8の3 ㉕]
- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） [措規23の9 ㉙、23の10 ㉚、23の12 ㉛]
- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除） [措規23の9 ㉙、23の10 ㉚、23の12 ㉛]
- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書 [通法124①、告示六十六・六十七]
- ・ 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書 [措規23の9 ㉚、23の10 ㉛、23の12 ㉜]
- ・ 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 [措規23の9 ㉛、23の10 ㉜、23の12 ㉝]
- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書 [改正措規（平25財令47号）附則3 ①]
- ・ 医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 [措令40の8の4 ①]
- ・ 災害減税法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書 [通法124①、告示七十四]
- ・ 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書 [措規23の2の2 ⑥ ㉙]
- ・ 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表 [措規23の2の2 ⑥ ㉚]
- ・ 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） [改正措規（平7大令33号）附則14⑤]
- ・ やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） [改正措規（平7大令33号）附則14⑦]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） [改正措令（平7政令158号）附則28⑦]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） [改正措規（平7大令33号）附則14⑩]
- ・ 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 [改正措規（平7大令33号）附則14⑩]
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 [改正措規（平17財令37号）附則14⑭]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） [改正措規（平7大令33号）附則14⑪]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） [改正措令（平7政令158号）附則28⑭]
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書 [改正措規（平17財令37号）附則14⑤⑥⑧⑩⑫]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分） [改正措規（平17財令37号）附則14⑲]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分） [改正措規（平17財令37号）附則14⑳]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分） [改正措規（平17財令37号）附則14㉑]
- ・ 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分） [改正措規（平17財令37号）附則14㉒]



- ・ 特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書 [改正措規 (平17財令37号) 附則14⑮⑰⑱]
- ・ 被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書 [改正措規 (平17財令37号) 附則14⑥⑧⑩]
- ・ やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第21号) 附則第55条第3項又は第5項適用分) [改正措規 (平17財令37号) 附則14⑤]
- ・ 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第21号) 附則第55条第3項又は第5項適用分) [改正措規 (平17財令37号) 附則14⑳]
- ・ 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書 [措規23の13④]
- ・ 震災税法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書 [震災税特規14の3④⑩⑭]
- ・ 相続税法施行規則第6条の規定による受託者の変更等があった場合の提出書類 [相規6]
- ・ 相続税延納申請書 [相規13①三]
- ・ 贈与税延納申請書 [相規17①二]
- ・ 相続税延納条件変更申請書 [相規13①三]
- ・ 贈与税延納条件変更申請書 [相規17①二]
- ・ 相続税物納申請書 [相規13①三]
- ・ 相続税特定物納申請書 [相規13①三]
- ・ 物納撤回申請書兼延納申請書 [相規13①三]
- ・ 物納財産還付申請書 [相規13①三]
- ・ 担保提供関係書類提出期限延長届出書 [相規13①三]
- ・ 担保提供関係書類補完期限延長届出書 [相規13①三]
- ・ 変更担保提供関係書類提出期限延長届出書 [相規13①三]
- ・ 物納手続関係書類提出期限延長届出書 [相規13①三]
- ・ 物納手続関係書類補完期限延長届出書 [相規13①三]
- ・ 収納関係措置期限延長届出書 [相規13①三]
- ・ 物納申請財産に関する措置事項完了届出書 [相規13①三]
- ・ 振替を行った旨の届出書 [相規13①三]

#### 【消費税及び間接諸税関係】

- ・ 消費税課税期間特例選択・変更届出書 [消規13①②]
- ・ 消費税課税期間特例選択不適用届出書 (事業廃止の場合には要番号) [消規13③④]
- ・ 消費税簡易課税制度選択届出書 [消規17①]
- ・ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 (事業廃止の場合には要番号) [消規17②]
- ・ 消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出に係る特例承認申請書 [消規17④]
- ・ 任意の中間申告書を提出する旨の届出書 [消規20の2①]
- ・ 任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書 (事業廃止の場合には要番号) [消規20の2②]
- ・ 消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書 [消規15①]
- ・ 消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書 [消規15②]
- ・ 輸出物品販売場許可申請書 (一般型用) [消規10①]
- ・ 輸出物品販売場許可申請書 (手続委託型用) [消規10①]
- ・ 承認免税手続事業者承認申請書 [消規10の2①]
- ・ 事前承認港湾施設承認申請書 [消規10の5①]
- ・ 事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書 [消規10の6①]
- ・ 手続委託型輸出物品販売場移転届出書 [消規10③]
- ・ 免税手続カウンター設置場所変更届出書 [消規10の2⑥]
- ・ 事前承認港湾施設に係る臨時販売場変更届出書 [消規10の6③]
- ・ 輸出物品販売場廃止届出書 [消規10の3①]
- ・ 承認免税手続事業者不適用届出書 [消規10の3②]
- ・ 事前承認港湾施設不適用届出書 [消規10の5③]
- ・ 災害等による消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出に係る特例承認申請書 [消規17の2]
- ・ 登録国外事業者の登録申請書 [改正消規 (平27財令27号) 附則3①]

- ・ 登録国外事業者の登録事項変更届出書 [改正消令(平27政令145号)附則7②]
- ・ 登録国外事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 [通法124①、告示八十二]
- ・ 印紙税被交付文書納付印押なつ承認申請書 [印令8③]
- ・ 揮発油税及び地方揮発油税差額課税納税申告書提出期限延長承認申請書 [沖特令87①]
- ・ 揮発油税外国公館等用免税移出承認申請書 [措令48の5①]
- ・ 揮発油税及び地方揮発油税合衆国軍用途免税承認申請書 [通法124①、告示七十六]
- ・ 揮発油税 [航空機燃料用・特定用途] 免税揮発油 [用途外消費・譲渡] (事前) 承認申請書 [揮令10の5、措令47の9・48の3]
- ・ 未納税・免税物品等 [移入・輸出] 証明(明細)書提出期限延長 [届出・承認申請] 書 [た令4③④、揮令5の2③④、石ガ令5②③、石石令10③④、措令47の8②・48の2②]
- ・ 未納税・免税物品等亡失証明書交付申請書 [た令6、揮令8、石ガ令⑥、石石令10⑥、措令47の5④・47の8②・47の10③・48の2②・48の4③]
- ・ バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用開始(変更)・終了届出書 [措令46の12②③]
- ・ バイオエタノール等揮発油製造及び移出数量等報告書 [通法124①、告示六十八]
- ・ 石油ガス税課税石油ガス重量計算方法承認申請書 [石ガ令4②]
- ・ 石油ガス税課税石油ガス重量計算方法変更届出書 [通法124①、告示二十一]
- ・ 石油ガス税特定用途免税課税石油ガス [譲渡・用途外消費] 承認申請書 [石ガ令9]
- ・ 石油ガス税販売代金領収不能に関する承認申請書 [石ガ令12①]
- ・ [たばこ、揮発油、石油ガス、石油石炭] 税納期限延長申請書 [通法124①、告示十六・十八・二十・二十三]
- ・ [たばこ、揮発油、石油ガス、石油石炭] 税みなし移出不適用承認申請書 [た令2①、揮令1の2①、石ガ令2①、石石令2①]
- ・ 石油石炭税石油等の残留物移入届出書 [措令50の2①]
- ・ 石油石炭税特定揮発油等使用石油化学製品製造済届出書 [通法124①、告示六十九]
- ・ [たばこ、揮発油、石油石炭] 税未納税移出先承認申請書 [た令4①、揮令5の2①、石石令10①]
- ・ たばこ税及びたばこ特別税戻入れ控除適用製造たばこ移入確認申請書 [た令9②]
- ・ [たばこ、揮発油、石油ガス、石油石炭] 税戻入れ廃棄承認申請書 [た令10①、揮令11②、石ガ令13①、石石令12②]
- ・ 印紙税 [納付計器・納付印・類似印] [製造・販売・所持] 承認申請書 [印令16]
- ・ 印紙税納付計器指定申請書 [印令7①]
- ・ [たばこ、揮発油、印紙、航空燃料、石油ガス、石油石炭] 税保全担保分割提供承認申請書 [通法124①、告示十七・十九・二十二・二十四・二十五・二十六]
- ・ 戻入れ・移入紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税済確認申請書 [た法一部改正令(平27政令156号)1③、⑦⑧⑨において準用する③]
- ・ 紙巻たばこ三級品のたばこ税及びたばこ特別税手持品課税対象証明書交付申請書 [た法一部改正令(平27政令156号)1④、⑦⑧⑨において準用する④]
- ・ 石油ガス税合衆国軍用途免税承認申請書 [通法124①、告示七十七]
- ・ 石油石炭税合衆国軍用途免税承認申請書 [通法124①、告示七十八]
- ・ 戻入れ揮発油の揮発油税及び地方揮発油税手持品課税済確認申請書 [措令46の27①、沖特令74の2②]
- ・ 揮発油の揮発油税及び地方揮発油税手持品課税対象証明書交付申請書 [措令46条の27②、沖特令74条の2②]
- ・ 担保変更承認申請書 [通法124①、告示二十九]
- ・ 金銭担保充当申出書 [通法124①、告示五十]
- ・ 申告期限等延長申請書 [通法124①、告示四十九]
- ・ 課税物件被災確認申請書 [通法124①、告示七十五]
- ・ 駐留軍用免税物品等減失承認申請書 [通法124①、告示七十六]
- ・ 日米相互防衛援助協定に基づく免税物品等減失承認申請書 [通法124①、告示七十九]
- ・ [揮発油・地方揮発油・石油ガス・石油石炭] 税国際連合軍隊用途免税承認申請書 [通法124①、告示八十]
- ・ 国際連合軍隊用免税物品等減失承認申請書 [通法124①、告示八十]

#### 【酒税関係】

- ・ 酒類蔵置所設置・廃止報告書 [通法124①、告示十]
- ・ 酒税の納期限延長申請書 [通法124①、告示六]

- ・ 戻入れ酒類の廃棄承認申請書 [酒令37①]
- ・ 酒類の保存承認申請書 [通法124①、告示八]
- ・ 保存酒類変換承認申請書 [通法124①、告示九]
- ・ 未納税移出承認申請書 [酒令33]
- ・ 未納税移出酒類移入明細書・輸出免税酒類輸出明細書提出期限延長承認申請書 [酒令34③]
- ・ 未納税移出酒類移入明細書・輸出免税酒類輸出明細書提出期限延長届出書 [酒令34②]
- ・ 酒類の販売先等報告書 [通法124①、告示十]
- ・ 酒類・酒母・もろみ製造設備（異動）申告書 [酒令53①②、通法124①、告示十五]
- ・ 酒類等の製造方法申告書 [酒令53③⑤]
- ・ 酒類の製造・移出等承認申請書 [酒令56④]
- ・ 酒類の保存のためアルコール等を加えることの承認申請書 [通法124①、告示十三]
- ・ 酒類の詰替え届出書 [酒令56の2①]
- ・ 酒類の製成及び移出の数量等申告書 [通法124①、告示十四]
- ・ 移出数量明細書 [通法124①、告示十四]
- ・ 酒類の販売数量等報告書 [通法124①、告示十]
- ・ 未納税移出・未納税引取・輸出免税酒類亡失証明書交付申請書 [酒令34④、35④]
- ・ 未納税移入先承認申請書 [酒令34の2②]
- ・ 未納税移入先不適用届出書 [酒令34の2⑤]
- ・ 酒税保全担保分割提供承認申請書 [通法124①、告示十二]
- ・ 酒類・酒母・もろみ製造・販売業休止開始（異動）申告書 [酒令53④、通法124①、告示十五]
- ・ 粉末酒の数量計算方法承認申請書 [酒令18の2②]
- ・ 粉末酒の数量計算方法変更届出書 [通法124①、告示十一]
- ・ 酒類保存命令申請書 [通法124①、告示七]
- ・ 酒類分割保存承認申請書 [通法124①、告示十二]
- ・ 被災酒類の確認書交付申請書 [通法124①、告示七十五]
- ・ 酒税申告期限等延長申請書 [通法124①、告示四十九]
- ・ 酒税担保変更承認申請書 [通法124①、告示二十九]
- ・ 酒税金銭担保充当申出書 [通法124①、告示五十]
- ・ 指定製造場相統等届出書 [通法124①、告示八十一]
- ・ 酒税軽減対象製造場の確認事項変更承認申請書 [沖特令72⑦]
- ・ 差額課税に係る酒税納税申告書提出期限延長承認申請書 [沖特令87①]

**【納税証明書及び納税手続関係】**

- ・ 納税の猶予申請書 [通法124①、告示二十七]
- ・ 納税の猶予期間延長申請書 [通法124①、告示二十七]
- ・ 納税の猶予に伴う差押解除申請書 [通法124①、告示二十八]
- ・ 担保変更の承認申請書 [通法124①、告示二十九]
- ・ 担保に係る金銭の納付申出書 [通法124①、告示五十]
- ・ 再調査の請求の対象となった処分に係る国税についての差押えの猶予等申請書（異議申立ての対象となった処分に係る国税についての差押えの猶予等申請書） [通法124①、告示四十四]
- ・ 再調査の請求の対象となった処分に係る国税についての徴収の猶予等申請書（異議申立ての対象となった処分に係る国税についての徴収の猶予等申請書） [通法124①、告示四十三]
- ・ 換価申出書 [通法124①、告示四十二]
- ・ 差押動産の使用・収益許可申請書 [通法124①、告示五十四]
- ・ 差押財産の使用等許可申立書 [通法124①、告示六十二]
- ・ 差押換請求書 [通法124①、告示六十]
- ・ 差押債権の弁済の委託に関する承認書 [通法124①、告示六十一]
- ・ 保全差押えをしないことを求める申出書 [通法124①、告示五十八]
- ・ 保全差押えの解除申請書 [通法124①、告示五十九]
- ・ 繰上保全差押えをしないことを求める申出書 [通法124①、告示五十八]
- ・ 繰上保全差押えの解除申請書 [通法124①、告示五十九]
- ・ 差押財産の修理等に関する同意書 [通法124①、告示五十六]
- ・ 給料等の差押えの承諾書 [通法124①、告示五十五]
- ・ 換価の猶予申請書 [通法124①、告示五十七]

- ・ 換価の猶予期間延長申請書 [通法124①、告示二十七]

**【その他】**

- ・ 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書 [電帳規 5 ①一]
- ・ 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書 [電帳規 5 ①一]
- ・ 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 (中途) [電帳規 5 ①一]
- ・ 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 [電帳規 6 ①一]
- ・ 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 [電帳規 6 ②一]
- ・ 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書 [電帳規 5 ①一]
- ・ 災害による申告、納付等の期限延長申請書 [通法124①、告示四十九]
- ・ 委任状 (再調査の請求に関する代理人の権限を証する書類) (異議申立てに関する代理人の権限を証する書類) [通法124①、告示五十二]
- ・ 総代選任書 [通法124①、告示五十二]
- ・ 再調査の請求取下書 (異議申立取下書) [通法124①、告示四十七]
- ・ 代理権消滅届出書 [通法124①、告示五十三]
- ・ 補佐人帯同許可申請書 [通法124①、告示三十二]
- ・ 総代解任届出書 [通法124①、告示五十三]
- ・ 再調査の請求参加許可申請書 (異議申立参加許可申請書) [通法124①、告示四十六]
- ・ 意見陳述の申立書 (口頭意見陳述の申立書) [通法124①、告示三十一]
- ・ 審査請求とすることについての同意を求める回答書 (審査請求とすることについての同意の求めに対する回答書) [通法124①、告示三十四]
- ・ 給与所得の源泉徴収票の提出・交付の特例の承認に関する申請書 [所規93③]
- ・ 退職所得の源泉徴収票の提出・交付の特例の承認に関する申請書 [所規93③]
- ・ 支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書 (兼) 本店等一括提出に係る承認申請書 [所規97の 4 ⑤ ⑥、相規30⑧⑨]
- ・ 特定事由に伴う担保解除申請書及び非上場株式等を再び担保として提供する旨の確約書 (贈与税、相続税) [通法124①、告示七十一・七十二]
- ・ 特定事由に伴う担保解除申請書及び非上場株式等を再び担保として提供する旨の確約書 (贈与者が死亡した場合の相続税) [通法124①、告示七十二]
- ・ 電子申請等証明書交付請求書 [措規別表十四 (一)]
- ・ 割当株式の特定口座受入れに係る申出書 [措規18の11①②⑨]
- ・ 割当株式と同一銘柄の上場株式を他の証券会社の一般口座において保有していたことが判明した旨の通知書 [措規18の11⑩]
- ・ 担保物変更 (一部解除) 申出書 [通法124①、告示二十九]
- ・ 審査請求書の補正書 [通法124①、告示三十五]
- ・ 反論書 [通法124①、告示三十六]
- ・ 参加人意見書 [通法124①、告示三十七]
- ・ 口頭意見陳述の申立書 [通法124①、告示三十八]
- ・ 補佐人帯同申請書 [通法124①、告示三十二]
- ・ 質問、検査等を求める旨の申立書 (審理するための質問、検査等をすることの申立書) [通法124①、告示三十九]
- ・ 閲覧等の請求書 (閲覧請求書) [通法124①、告示四十]
- ・ 写しの交付申出書 [通法124①、告示五十一]
- ・ 写しの交付手数料の減額 (免除) 申請書 [通法124①、告示五十一]
- ・ 閲覧等請求に対する意見書 [通法124①、告示四十一]
- ・ 徴収の猶予等の申立書 [通法124①、告示四十五]
- ・ 滞納処分による差押えの解除等の申請書 [通法124①、告示四十四]
- ・ 代理人の選任 (解任) 届出書 [通法124①、告示五十二・五十三]
- ・ 代理人に特別の委任 (特別の委任の解除) をした旨の届出書 [通法124①、告示五十二・五十三]
- ・ 総代の選任 (解任) 届出書 [通法124①、告示五十二・五十三]
- ・ 審査請求への参加申請書 [通法124①、告示四十六]
- ・ 審査請求の取下書 [通法124①、告示四十七]
- ・ 再調査の請求書の補正書 (異議申立書の補正書) [通法124①、告示三十]



- ・ 審査請求とすることについての申出書 [通法124①、告示四十八]
- ・ 再調査の請求事件移送申立書 (異議申立事件移送申立書) [通法124①、告示三十三]

(2) 上記 2 ②の書類 (平成28年 4月 1日以後適用分)

**【所得税関係】**

- ・ 給与所得者の保険料控除申告書 [所規75①②]
- ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 [所法195の 2①、所規74の 3①②]
- ・ 給与所得者の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書 [措規18の23①、18の23の 2⑰]
- ・ 非課税貯蓄申込書 [所法10①、所令34①、所規別表二 (二)]
- ・ 非課税貯蓄相続申込書 [所規11、別表二 (六)]
- ・ 非課税貯蓄に関する資格喪失届出書 [所規 6②]
- ・ 特別非課税貯蓄申込書 [措法 4①、措令 2の 4③ (所令34①の読替)、措規別表二 (二)]
- ・ 特別非課税貯蓄相続申込書 [措規 2の 5① (所規11の読替)、別表二 (六)]
- ・ 特別非課税貯蓄に関する資格喪失届出書 [措規 2の 5① (所規 6②の読替)]
- ・ 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 [措令 2の 6①④、措規別表三 (二)]
- ・ 財産形成非課税年金貯蓄申込書 [措令 2の31① (措令 2の 6①④の読替)、措規別表三 (二)]
- ・ 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 [措令 2の14①③、措規別表三 (三)]
- ・ 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書 [措令 2の31① (措令 2の14①③の読替)、措規別表三 (三)]
- ・ 転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 [措規 3の 5⑥⑦⑰、別表三 (五)]
- ・ 転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書 [措規 3の12 (措規 3の 5⑥⑦⑰の読替)、別表三 (五)]
- ・ 海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 (国内勤務申告書) [措規 3の 5⑧⑩⑰、別表三 (六)]
- ・ 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書 (特別国内勤務申告書) [措規 3の12 (措規 3の 5⑧⑩⑰の読替)、別表三 (六)]
- ・ 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書 [措規 3の 5⑫⑬⑰、別表三 (七)]
- ・ 育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書 [措規 3の12 (措規 3の 5⑫⑬⑰の読替)、別表三 (七)]
- ・ 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 [措規 3の 5⑮⑰、別表三 (八)]
- ・ 財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書 [措規 3の12 (措規 3の 5⑮⑰の読替)、別表三 (八)]
- ・ 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 [措規 3の13①⑨、別表三 (九)]
- ・ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 [措規 3の13⑧⑨、別表三 (十)]
- ・ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者の異動申告書 [措令 2の32③]
- ・ 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書 (住宅財形) [措規 3の 5⑭]
- ・ 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書 (年金財形) [措規 3の12 (措規 3の 5⑭の読替)]
- ・ 特定口座異動届出書 (他の営業所への移管に係るもの) [措令25の10の 4②]
- ・ 非課税口座移管依頼書 [措令25の13の 2②]
- ・ 非課税口座廃止届出書 [措規18の15の 3⑳]
- ・ 非課税口座開設者出国届出書 [措規18の15の 6]
- ・ 金融商品取引業者等変更届出書 [措規18の15の 3㉑]
- ・ 未成年者口座移管依頼書 [措令25の13の 7⑰ (措令25の13の 2②の読替)]
- ・ 未成年者口座廃止届出書 [措規18の15の10⑭]
- ・ 未成年者出国届出書 [措規18の15の10⑰ (措規18の15の 6の読替)]

## 五 合併等を無効とする判決が確定した場合における徴収手続の見直し

### 1 改正の背景等

会社法においては、合併又は分割（以下「合併等」といいます。）を無効とする判決が確定した場合には、その判決は第三者に対しても効力を有することとされており（会社法838）、その合併等は将来に向かって効力を失うこととなります（同法839）。したがって、合併等により権利義務を承継した法人（合併等後の法人）と第三者との間において合併等を無効とする判決の確定までの間に生じた法律上の権利義務には、その判決の影響が及ばないことから無効となりません。そのため、合併等後に取得された財産については、合併等をした法人（合併等前の法人）の共有に属することとするとともに（同法843②）、合併等後に負担した債務については、合併等をした法人（合併等前の法人）が連帯して弁済する責任を負うこととされています（同法843①）。

他方、国税（租税債務）にあっては、上記の私法上の債務のように取り扱うこととする法令上の明確な根拠がない中で、合併等後に成立した国税について合併等をした法人（合併等前の法人）に適切に負担させることが難しく、徴収困難となる事例の発生など弊害が生じていたところです。

今回の改正においては、こうした状況に対応し、国税についても合併等をした法人（合併等前の法人）に対し私法上の債務と同様の責任負担とする観点から、合併等を無効とする判決が確定した場合における徴収手続について整備が行われました。

### 2 改正の内容

#### (1) 合併等を無効とする判決が確定した場合における連帯納付義務制度の創設

合併等を無効とする判決が確定した場合には、その合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人のその合併等の日以後に

納税義務の成立した国税について、連帯納付義務を負うこととされました（通法9の2）。

**(参考)** 国税の連帯納付義務については、国税の性質に反するものを除き、民法の連帯債務に関する規定が準用されます（通法8）。具体的には、連帯納付義務者の一人に対して、又は同時若しくは順次にすべての連帯納付義務者に対して、それぞれ連帯納付義務に係る国税の全部又は一部についての納税の告知、督促及び滞納処分をすること等ができることとなります。

#### (2) 分割を無効とする判決が確定した場合における法定納期限等の整備

国税債権と抵当権等の担保権付債権との優先劣後は、国税の法定納期限等と抵当権等の設定登記等の日とのいずれが先かにより決することとされています（徴法15、16等）。

**(注)** 上記の「法定納期限等」とは、納税者の財産上に担保権を取得する第三者が具体的に国税の存在を知ることができる時期（この時期から納税者は納税証明書の交付を請求できます。）であり、具体的には原則として国税の法定納期限とされますが（徴法15①柱書）、このほか、相続・合併により財産が承継された場合における相続・合併前にその納付すべき税額が確定した国税については、その相続・合併のあった日とされています（徴法15①七・八）。

分割を無効とする判決の確定に係る次の①又は②の国税のうち、その判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものにあっては、上記（注）の相続・合併により財産が承継された場合と同様、その財産上に担保権を設定しようとする第三者はその判決が確定した日まではこれらの国税の存在を知りえないことから、その国税の「法定納期限等」については、その判

決が確定した日とすることとされました（徴収法15①九）。

- ① 分割を無効とする判決の確定によりその分割をした法人（②において「分割法人」といいます。）に属することとなった財産から徴収する分割法人の固有の国税
- ② 分割法人の固有の財産から徴収する分割を無効とする判決に係る上記(1)の連帯納付義務に係る国税

### (3) 納税証明書の証明事項の整備

納税証明書は納税者の納付税額、所得金額等を証明するものであり、国税の法定納期限等（徴法15①）については、その証明事項の一つとされていますが（通令41①二）、相続・合併により財産が承継された場合において上記(2)の優先劣後が生じるときは、その財産の承継・固有の別に法定納期限等が相異なることとなるため（徴法15①七・八）、この場合における法定納期限等については証明事項から除外されています（旧通令41①二かっこ書）。

今回の改正において、分割を無効とする判決の確定した場合における国税については、上記(2)のとおり法定納期限等につきその判決が確定

した日とすることとされたことに伴い、相続・合併により財産が承継された場合と同様、その財産ごとに法定納期限等が相異なることとなるため、納税証明書の証明事項から除外することとされました（通令41①二かっこ書）。

（注） 分割により財産が承継された場合においてその分割をした日が法定納期限等とされる場合（徴法15①十）についても、上記と同様の考えに基づき、納税証明書の証明事項から除外することとされています。

## 3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成29年1月1日以後に行われる合併等について適用されます（改正法附則54①）。
- (2) 上記2(2)の改正は、平成29年1月1日以後に行われる分割について適用されます（改正法附則55①）。
- (3) 上記2(3)の改正は、平成29年1月1日から施行されます（改正通令附則①）。これは、上記2(2)の法定納期限等の整備が同日以後に行われる分割について適用すること（改正法附則55①）に合わせるものとされたものです。

## 六 事業を譲り受けた者の第二次納税義務の見直し

### 1 改正前の制度の概要

納税者が次の(1)から(3)までのいずれにも該当する事業の譲渡を行った場合には、その譲受人は譲受財産（取得財産を含みます。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととされていました（旧徴法38）。

（注） 上記の「取得財産」とは、譲受財産の異動により取得した財産並びに譲受財産及びその異動によって取得した財産に基因して取得した財産をいいます（徴法36）。

- (1) 納税者が、その親族その他納税者と特殊な関係のある一定の個人又は同族会社に事業を譲渡したこと

（注） 上記の「一定の個人又は同族会社」とは、次のいずれかの者をいうこととされていました（旧徴令13①）。

- ① 納税者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、直系血族及び兄弟姉妹
- ② 納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している納税者の親族
- ③ 納税者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している納税者の使用人その他の個人
- ④ 納税者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人

- ⑤ 納税者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④までのいずれかに該当する関係がある個人

この「同族会社」とは、会社の株主の上位3グループがその会社の発行済株式の総数の50%を超える株式数を有する場合等におけるその会社（法法20）に該当する会社をいいます。

- ⑥ 納税者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 納税者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

- (2) その譲受人が、同一とみられる場所において、同一又は類似の事業を営んでいること
- (3) 納税者が、その事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること

## 2 改正の内容

事業譲渡における第二次納税義務は、事業譲渡が納税者の親族その他の特殊関係者に対して行われるとともに、その譲渡後の事業形態が譲渡前と同様である場合、すなわち譲渡人と譲受人との間に親近性が強く、かつ、外形的に事業の同一性を有する場合に、譲渡人の租税について譲受人が、その譲受財産を限度として第二次的にその納税義務を負うこととする制度とされています（徴法38）。これまでの事業譲渡における第二次納税義務にあっては、事業譲渡の相手方が親族であれば納税者と生計を一にしない場合も含めて対象とされるため、対象者の範囲が広範であるとして納税者の理解を得にくいと懸念されていた一方で、滞納者から同一生計内など親近な関係にある者に対して事業譲渡がされる場合において、会社のHPや電話窓口等を変えることなく事務所のみを移転

して事業を継続させる場合は第二次納税義務の要件に該当せず、また、譲受財産である売掛金等が決済されて消滅した場合等においては第二次納税義務を求めることができないといったことが課題とされていました。

今回の改正においては、こうした課題に対応し、事業に係る国税を滞納しているにもかかわらず親近性の強い者に事業を譲渡するような悪質な事業譲渡や近年における事業形態の多様化に適切に対応する観点から、事業譲渡における第二次納税義務について、譲受人として対象となる者の範囲を限定した上で、事業の譲受人が同一とみられる場所において事業を営んでいるという要件を廃止するとともに、第二次納税義務の責任について譲受財産の価額を限度とする見直しを行うこととされました。

### (1) 譲受人として対象となる納税者の特殊関係者の範囲の縮減

第二次納税義務の対象となる譲受人について上記1(1)①の親族にあっては、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者に限定し、また、上記1(1)⑤から⑦までの「同族会社」にあっては、1グループで同族判定が行われる「被支配会社」に限定することとされました（徴令13①）。これは、より悪質な事業譲渡に適切に対応し、譲受人として対象となる納税者の特殊関係者の範囲について、滞納者と極めて親近な者に限定する観点から、親族のうち納税者と生計を一にしていない者や複数グループによる支配関係にある同族会社が事業を行う場合には、その独立性を踏まえ適用対象から除外することが適当であるとの考えに基づくものです。

### (2) 譲受人が行う事業に係る同一場所要件の廃止

第二次納税義務の対象となる譲受人が行う事業について、「同一とみられる場所」において事業を営んでいることとする要件を廃止することとされました（徴法38）。これは、譲受人が行う事業について、譲渡前の納税者が行ってい



た事業との同一性に関する判定に当たっては、「同一又は類似」という事業の状況により判定することが重要であり、近年における事業形態の多様化を踏まえると、「場所」という要素は必ずしも重要でなくなってきたとの考えに基づくものです。

### (3) 第二次納税義務の責任限度の拡充

第二次納税義務の対象となる譲受人における責任限度について、譲受財産そのものを限度とする範囲を拡充し、譲受財産の価額を限度とすることとされました（徴法38）。事業譲渡に係る主要な財産である売掛金等について、短期間で回収され事業資金に費消されてしまう場合など、これまでは第二次納税義務を求めることが困難となる場合がありますが、今後はこうし

た場合も含めて、悪質な事業譲渡が行われた場合に適切に対応することができることとなると考えられます。

## 3 適用関係

上記2の改正は、平成29年1月1日以後に滞納となった国税（同日前に事業を譲渡した場合におけるその事業に係るもの（以下「特定国税」といいます。）を除きます。）について適用し、同日前に滞納となっている国税（特定国税を含みます。）については、従前どおりとされています（改正法附則55②）。

（注）上記の「滞納」とは、納税者の納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないことをいいます（徴法2九参照）。

## 七 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

### 1 改正前の制度の概要

国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「国税関係書類」といいます。）の保存をしなければならない者（以下「保存義務者」といいます。）は、国税関係書類の全部又は一部について、所轄税務署長等の承認を受けたときは、以下で述べる要件に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、その国税関係書類の保存に代えることができることとされています（電子帳簿保存法4③）。

（注）上記のスキャナ保存制度の対象となる書類の範囲については、特に重要な文書と考えられる決算関係書類（棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類をいいます。）を除く国税関係書類とされています（旧電子帳簿保存法規則3③）。

(1) 国税関係書類の読み取りを行う装置に係る要件  
国税関係書類の読み取りを行う装置について

は、スキャナのうち「原稿台と一体となったもの」であることが必要とされていました（旧電子帳簿保存法規則3④）。

### (2) スキャナ保存制度の保存要件

#### ① スキャナによる入力要件

国税関係書類のスキャナ保存に当たっては、次のイ又はロの方法により入力することとされています。（旧電子帳簿保存法規則3⑤一）。

イ 国税関係書類のスキャナでの読み取りを国税関係書類の作成・受領後、速やかに行うこと

ロ 国税関係書類のスキャナでの読み取りをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと

#### ② 電子計算機処理システムの要件

上記①の入力に当たっては、次のイからニまでの要件を満たす電子計算機処理システムを使用することとされています（旧電子帳簿保存法規則3⑤二）。

イ 解像度・階調

解像度が1mm当たり8ドット（200dpi）

以上、かつ、赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調（1,677万色）以上で読み取りを行うものであること（旧電子帳簿保存法規則3⑤二イ）

ロ タイムスタンプ

国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、一般社団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこと（旧電子帳簿保存法規則3⑤二ロ）

ハ 読み取った際の解像度等の情報の保存

国税関係書類をスキャナで読み取りを行った際の解像度、階調及びその国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること（旧電子帳簿保存法規則3⑤二ハ）

ニ ヴァージョン管理

国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること（旧電子帳簿保存法規則3⑤二ニ）

③ 入力者等の特定に係る要件

国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこととされています（旧電子帳簿保存法規則3⑤三）。

④ 適正事務処理要件

国税関係書類の作成・受領から入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次のイからハまでの事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき処理すること（以下「適正事務処理要件」といいます。）とされています（旧電子帳簿保存法規則3⑤四）。

イ 国税関係書類の作成・受領から入力までの相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制（以下「相互けん制要件」といいます。）

具体的には、国税関係書類の作成・受領、国税関係書類の入力等に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌

の下に相互けん制が機能する事務処理の体制がとられていることが必要とされるものです。

ロ 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続

ハ 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

⑤ スキャナで読み取りを行った国税関係書類と帳簿との関連性の確保

国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とその国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされています（旧電子帳簿保存法規則3⑤五）。

⑥ スキャナで読み取りを行った国税関係書類に係る電磁的記録の可視性の確保

国税関係書類に係る電磁的記録の保存場所に、電子計算機、プログラム、カラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録を出力することができるようにしておくこととされています（旧電子帳簿保存法規則3⑤六）。

⑦ 電子計算機処理システムの概要書等の備付け

電子計算機処理システムの概要を記載した書類、その他そのシステムの開発に際して作成される書類等を備え付けることとされています（旧電子帳簿保存法規則3①三、⑤七）。

⑧ 検索機能の確保

国税関係書類の種類に応じた記録項目を検索の条件として設定することができる等の検索機能を確保しておくこととされています（旧電子帳簿保存法規則3①五、⑤七）。

(3) スキャナ保存の適時入力方式

保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁長官が定める資金や物の流れに直結・連動しない書類（以下「一般書類」といいます。）のスキャナでの読み取りを行う場合には、入力要件

(上記(2)①)、大きさ情報の保存要件(上記(2)②ハ)及び適正事務処理要件(上記(2)④)以外の要件(カラー階調要件(上記(2)②イ)にあってはグレースケール(いわゆる「白黒」)による読み取りで代替することもできます。)を満たし、電磁的記録の保存に併せて、その電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続きを明らかにした書類の備付けを行うことにより、適時の入力によるスキャナ保存をすることができることとされています(旧電子帳簿保存法規則3⑥、旧平成17年国税庁告示第4号)。

## 2 改正の内容

スキャナ保存制度については、平成27年度税制改正において、「規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)」における指摘等を踏まえ、適正公平な課税を確保しつつ、電子保存によるコスト削減等を図る観点から、大幅な要件緩和等の見直しが行われたところです。

他方、これまでのスキャナ保存制度にあっては、社内において経理担当者等が経理処理の際に領収書等の現物を確認した上でスキャナによる読み取りを行うことを念頭に置いた仕組みとされてきましたが、近年における画質性能の高いカメラを搭載したスマートフォンやクラウドサービス等が発達してきた中、データによる経理処理を行えるようスマートフォン等を使用して社外において経理処理前に国税関係書類の読み取りを行う仕組みの整備が課題とされていました。

今回の改正においては、こうした課題に対応し、適切な改ざん防止措置を講じた上で、利用者の更なる利便性の向上を図る観点から、スキャナ保存制度について、以下に述べるとおり、社外における手続も可能とする等の見直しを行うこととされました。

### (1) 国税関係書類の読み取りを行う装置に係る要件の緩和

国税関係書類の読み取りを行う装置(スキャナ)について、上記1(1)の「原稿台と一体となったもの」に限定する要件を廃止することとさ

れました(電子帳簿保存法規則3④)。

上記の「スキャナ」については、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、スマートフォンやデジタルカメラ等も含まれる取扱いとされていますが、今回の改正により、こうしたスマートフォン等の機器を用いた社外における読み取りについても、下記(2)の要件を満たすことにより可能となります。

### (2) 受領者等が読み取りを行う場合の手続の整備

#### ① タイムスタンプに係る要件の整備

国税関係書類を作成・受領をする者(以下「受領者等」といいます。)が読み取りを行う場合には、その国税関係書類に受領者等が署名を行った上で、その作成・受領後、特に速やかに上記1(2)②ロのタイムスタンプを付さなければならないこととされました(電子帳簿保存法規則3⑤二ロ)。

(注) 上記の「特に速やか」にタイムスタンプを付すことが求められる期間については、「国税関係書類の作成・受領から3日以内」が基本となるものと考えられますが、具体的には今後、通達等において示される予定です。

この「タイムスタンプに係る要件」については、受領者等が領収書等に署名することにより領収書等の使い回し等の不正利用を防止するとともに、作成・受領からタイムスタンプを付すまでの期間を短く設定することにより電子データの改ざんを防止する観点から、受領者等が読み取りを行う場合に必要な措置として新たに要件とすることとされたものです。

#### ② 読み取りを行った際に保存すべき国税関係書類の大きさに関する情報の整備

スマートフォン等による読み取りにあっては大きさに関する情報の保存に対応できないケースもあることから、国税関係書類の受領者等が読み取りを行う場合には、その書類の大きさがA4サイズ以下であるときに限り、大きさに関する情報の保存を要しないこととされました(電子帳簿保存法規則3⑤二ハ)。

(注) 上記のほか、スマートフォン等で読み取りを行った際に必要とされる解像度及び階調に関する情報の保存に係る具体的な取扱については今後、国税庁の通達等において示される予定です。

### ③ 相互けん制要件の緩和

国税関係書類の受領者等が読み取りを行う場合における上記1(2)④イの相互けん制要件については、作成・受領事務と読み取り事務をそれぞれ別の者が行うこととする要件が不要とされ、これに代え、受領者等以外の別の者が国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行うことが要件とされました(電子帳簿保存法規則3⑤四イ)。

国税関係書類の作成・受領事務と読み取り事務を同一の者が行うということは、すなわち、両事務間の相互けん制が機能しない状況であるため、紙段階及び電子データ段階の改ざん等の不正を防止する観点から必要な措置として、受領者等以外の別の者(例えば経理担当者等)による内容確認を行うことが要件とされたものです。

(注) 上記の「内容確認」とは、必要に応じて領収証等の原本の提出を受領者等に求め、国税関係書類に係る電磁的記録の適正性について、その内容を確認するものと考えられますが、具体的には今後、通達等において示される予定です。

### (3) 相互けん制要件に係る小規模企業者の特例

小規模企業者に該当する保存義務者にとっては、上記1(2)④ロの定期的な検査について税務代理人に行わせることとしている場合には、相互けん制要件を不要とすることとされました(電子帳簿保存法規則3⑤四)。

起業したばかりで従業員が少ない事業者など、小規模で経理に人員や時間を割くことが難しく、作成・受領や読み取り等の各事務においてそれぞれ別の者を充てることができない保存義務者について、スキャナ保存制度の適用を受けることが可能となるよう、相互けん制要件が不要と

され、これに代え、事後検査に重点を置いた適正手続とするとの観点から必要な措置として、定期的な検査について、税務に関する専門家たる税務代理人による検査とすることを要件とすることとされたものです。

(注1) 上記の「小規模企業者」とは、中小企業基本法に定めるものであり、具体的には、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいいます(同法2⑤)。

(注2) 上記の「税務代理人」とは、保存義務者の税務代理をする権限を有する書面(税務代理権限証書)を税務官公署に提出している税理士・税理士法人等をいいます(通法74の9③二)。

### (4) スキャナ保存の適時入力方式に係る要件の緩和

一般書類につき上記1(3)の適時入力方式によりスキャナ保存をする場合においても、社外において読み取りを行うことが可能となるよう、上記1(2)②ロのタイムスタンプに係る要件について、受領者等が読み取りを行う場合にあっては、上記(2)①の要件(特に速やかにタイムスタンプを満たすことで足りることとされました(電子帳簿保存法規則3⑤二ロ、⑥))。

## 3 適用関係

上記2の改正は、平成28年9月30日以後に提出する申請書に係る国税関係書類について適用し、同日前に提出した申請書に係る国税関係書類については、従前どおりとされています(改正電子帳簿保存法規則附則②)。

保存義務者がスキャナ保存の承認を受けようとする場合には、スキャナ保存をもって国税関係書類の保存に代える日の3月前の日までに申請書を提出することとされていますので、平成28年9月30日に申請書が提出された場合には、平成29年1月1日から改正後の制度によるスキャナ保存を行うことができることとなります。



## 八 その他の納税環境整備関係の改正

### 1 消費税の適格請求書類等類似書類の交付等に係る質問検査権の整備

今回の改正において、消費税の軽減税率制度が創設され、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス方式」）が導入されたところです（この改正の詳細については、前掲の「消費税法等の改正」をご参照ください）。これに伴い、消費税の適格請求書又は適格簡易請求書に類似する書類及び当該書類の記載事項に係る電磁的記録の交付又は提供に関する調査に係る質問検査権について、整備が行われました（通法74の2①三口）。

（注1） 上記の「適格請求書」とは、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号などの一定の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいい（消法57の4①）、「適格簡易請求書」とは、小売業者等の一定の事業者が適格請求書に代えて記載事項を簡易なものとして交付することができる請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（消法57の4②）。

（注2） 上記の改正は、平成33年4月1日から施行されます（改正法附則1九口）。これは、適格請求書等保存方式の導入が同日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、課税仕入れ等について適用すること（改正法附則46①）に合わせるものとされたものです。

### 2 法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間及び期間制限の整備

平成27年度税制改正において、法人税の欠損金の繰越期間の延長（法57①等）に合わせ、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間及び更正の期間制限については法定申告期限から10年（改正前：9年）に延長されたところですが（通法23①、70②）、今回の改正においては、その適用関係について、これも同様に、法人税の欠損金の繰越期間の対応（平成27年改正法附則27）と合

わせ（この改正の詳細については、前掲の「法人税法等の改正」をご参照ください。）、平成30年4月1日（改正前：平成29年4月1日）以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額について適用することとされました（平成27年改正法附則53①③）。

（注） 上記の「法人税の純損失等の金額」とは、法人税法に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度又はその連結事業年度以前において生じたもののうち、翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額若しくは連結所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得若しくは連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるものをいいます（通法2六八(2)）。

### 3 第三国団体対象事業所得等に係る所得税の納税義務の成立時期の整備

今回の改正において、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で「日台民間租税取決め」が取り結ばれ、この「日台民間租税取決め」の内容を日本国内で実施するための国内法の整備（改正後：外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律。以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）が行われたところです（この改正の詳細については、前掲の「租税条約の締結・改正」をご参照ください）。これに伴い、源泉徴収の規定が適用されない外国居住者等所得相互免除法に規定する第三国団体対象事業所得、第三国団体対象国際運輸業所得、第三国団体対象配当等及び第三国団体対象譲渡所得に対する所得税について、これらの支払を受けるべき時に納税義務が成立する国税の範囲に加えることとされました（通令5二）。

(注1) 上記の「第三国団体対象事業所得」等は、非居住者等が支払を受ける所得のうちその非居住者等に係る国以外の外国においてその法令に基づきその非居住者等が構成員となっているその外国において設立された組合等の所得として取り扱われるものをいい、その所得の種類に応じた区分がされています(外国居住者等所得相互免除法7⑦、11⑥、15⑫、19⑥)。

(注2) 上記の改正は、平成28年3月31日から1年以内の政令で定める日(以下「1年内施行日」といいます。)から施行されます(改正外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令附則1)。これは、第三国団体対象事業所得等に係る申告に係る取扱いが、1年内施行日から施行され、1年内施行日の属する年の翌年1月1日以後に非居住者等が支払を受けるべき第三国団体対象事業所得等に係る所得税について適用すること(改正法附則56⑥)に合わせるものとされたものです。

#### 4 振替納税に係る納付書の整備

国税の納付手続として、納税者が指定した金融機関の預貯金口座から振替により納付する方法(以下「振替納税」といいます。)が設けられています(通法34の2)。この振替納税の仕組みは、納税者の依頼に基づき、国税の納期限が到来する都度、税務署長が金融機関へ納税額を記載した納付書を送付し、送付を受けた金融機関が納税者に代わって、日本銀行(歳入代理店を含みます。以下同じです。)へ納付を行うものです。この納付を受けた日本銀行は、金融機関に対して領収証書を交付し、その金融機関は、国税庁の費用負担の下、これを納税者に送付する取扱いとされており、また、この領収証書を送付する運用上の取扱いを前提として、納付書の書式については、領収証書をはがきの形で納税者に送付することができるように各欄の配置や用紙の大きさに関する事項について定められていました(旧通規別紙第1号書式

備考11)。

振替納税における納税者への領収証書の送付については、費用負担の観点から会計検査院の「平成26年度決算検査報告」(平成27年11月6日内閣送付)において「改善の必要がある」との指摘がなされていました。国税庁においては、今般、こうした指摘等を踏まえ、この領収証書の送付に伴う経費削減のための運用上の取り組みとして、平成29年1月以後、振替納税に係る納税者への領収証書の一律送付に代え、納税者の希望に応じて証明書の交付等を行うこととされたところです。

(注) 上記の納税者の希望に応じて行う証明書の交付等については、取扱いの変更により納税者の利便性が低下することのないよう、①郵送を希望する納税者には郵送で証明書を交付し、②e-Taxを利用する納税者にはe-Taxで振替納税結果を確認できるようにすることが予定されています。

今回の改正においては、上記の運用上の対応に伴い、税務署長が金融機関へ送付する納付書の書式について、金融機関が領収証書を送付する運用上の取扱いを前提とした各欄の配置に関する事項の定めを削除するなど所要の整備が行われました(通規別紙第1号書式備考11)。

(注) 上記の納付書の書式の改正は、平成29年1月1日から施行されます(改正通規附則①)。

#### 5 財産債務調書の提出対象となる所得金額に関する計算等の整備

その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、その財産の価額(国外転出特例対象財産の取得価額)等を記載した「財産債務調書」を、翌年の3月15日までに提出することとされています(国外送金等調書法6の2、旧国外送金等調書規則別表第三)。また、その提出促進措置として、財産債務調書を提出した場合には、記載された財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても加

算税を5%軽減する一方、財産債務調書の提出（財産又は債務の記載）がない場合に所得税の申告漏れが生じたときは、加算税を5%加重することとする過少申告加算税等の特例が設けられています（国外送金等調書法6の3）。なお、これらの国外転出特例対象財産の取得価額に係る記載事項や過少申告加算税等の特例については、「**国外財産調書**」（国外送金等調書法5）についても同様の取扱いがされています（国外送金等調書法6、旧国外送金等調書規則別表第一）。

（注）上記の「**国外転出特例対象財産**」とは、所得税法に規定する国外転出時課税の対象となる有価証券等並びに未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利（所法60の2①～③）をいうこととされています（国外送金等調書法6の2①本文）。

今回の改正においては、財産債務調書及び**国外財産調書**（以下「**財産債務調書等**」といいます。）に係る関係法令の改正に伴い、以下のとおり所要の整備が行われました。

#### （1）**財産債務調書の提出対象となる所得金額に関する計算の整備**

今回の改正において、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で「**日台民間租税取決め**」が取り結ばれ、この「**日台民間租税取決め**」の内容を日本国内で実施するための国内法の整備（改正後：外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律。以下「**外国居住者等所得相互免除法**」といいます。）が行われたところです（この改正の詳細については、前掲の「**租税条約の締結・改正**」をご参照ください。）。これに伴い、財産債務調書における「**総所得金額及び山林所得金額の合計額**」の計算に当たり加算すべき「**申告分離課税の所得の金額**」の範囲に、外国居住者等所得相互免除法において申告分離課税とされる申告不要第三国団体対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額、特定対象利子に係る利

子所得の金額、特定対象収益分配に係る配当所得の金額、申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額、特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額及び特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額（外国居住者等所得相互免除法7⑧⑩⑫⑭⑯⑰⑱）を加えることとされました（国外送金等調書令12の2⑤）。

（注）上記の改正は、平成28年3月31日から1年内の政令で定める日（以下「**1年内施行日**」といいます。）から適用されます（改正法附則1五）。これは、申告不要第三国団体対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額等に関する課税の取扱いが、1年内施行日から施行され、1年内施行日の属する年の翌年1月1日以後に非居住者等が支払を受けるべき申告不要第三国団体対象配当等などに係る所得税について適用すること（改正法附則56⑥）に合わせることとされたものです。

#### （2）**財産債務調書等に係る記載事項の整備**

今回の改正において、新株予約権その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるもの（以下「**特定有価証券**」といいます。）については、所得税における**国外転出時課税**の対象となる有価証券の範囲から除外することとされたところです（この改正の詳細については、前掲の「**所得税法等の改正**」をご参照ください。）。これに伴い、**国外転出特例対象財産**として**財産債務調書等**へ取得価額の記載が必要となる有価証券の範囲から、**特定有価証券**を除外することとされました（国外送金等調書規則別表第一、別表第三）。

（注）上記の改正は、平成29年1月1日以後に提出すべき**財産債務調書等**について適用し、同日前に提出すべき**財産債務調書等**については、従前どおりとされています（改正国外送金等調書規則附則②）。これは、**国外転出時課税**の対象となる有価証券の範囲の見直しが平成28年分以後の所得税について適用すること（改



正法附則2)に加え、財産債務調書等における財産保有時点が各年の12月31日とされていることを踏まえたものです。

## 6 納税貯蓄組合預金に係る対象金融機関の範囲の整備

農業協同組合（以下「農協」といいます。）の改革として、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（平成8年法律第118号。以下「再編強化法」といいます。）の一部改正が行われ（平成27年9月4日公布）、農協から農林中央金庫・信用農業協同組合連合会（以下「信連」といいます。）への信用事業譲渡を円滑に進めるため、農林中央金庫に代わる新たな受け皿となる特定承継会社を設けるとともに、信連への信用事業の一部譲渡においても業務代理を可能とする仕組みが設けられたところです。これに伴い、納税貯蓄組合預金について、指定金融機関の範囲に信連を加えるとともに（納貯法2②）、特定承継会社を銀行とみなして取り扱うこととされました（改正農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則14九）。

（注1）上記の「特定承継会社」とは、農林中央金庫が発行済株式の総数を保有する株式会社であり、信用事業を行う農協及び信連から信用事業を譲り受け、その信用事業を最終的に農林中央金庫に引き継がせることを目的として、預金の受入等の銀行業を営むものとして暫定的に措置されたものです（再編強化法附則26）。

（注2）上記の改正は、平成28年4月1日から施行されます（改正法附則1、改正農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則1）。これは、特定承継会社の創設及び信用事業の業務代理の見直し、同日から施行すること（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則1）に合わせるものとされたものです。

## 7 行政書士等が行う税務書類の作成に係る対象税目の範囲の整備

今般、車体課税の見直しの中で、地方税法の一部改正により（平成28年3月31日公布）、自動車取得税が廃止（旧地方税法第2章第7節等）されたところです（この改正の詳細については、後掲の「地方税法等の改正」をご参照ください）。これに伴い、行政書士又は行政書士法人が作成することができる税務書類の対象から、自動車取得税に関して作成される書類を除外することとされました（税理士法51の2）。

（注）上記の改正は、平成29年4月1日から施行され、同日前に取得した自動車に係る自動車取得税に関して作成される書類については、従前どおりとされています（地法改正法附則42）。これは、自動車取得税が同日より廃止され（地法改正法附則1三）、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については従前どおりとすること（地法改正法附則11）に合わせるものとされたものです。

## 九 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用の推進 （金融機関における預貯金情報の管理制度の創設：公布日 （平成27年9月9日）から3年内の施行予定）

### 1 制度創設の背景等

「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日）における「これまでの『年齢別』から『負担能力別』に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力

に応じて負担する仕組みとしていくべきである」との指摘、及び「税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ論点整理」（平成26年4月）における社会保障と税の適正な執行の観点からの「国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預



金口座へのマイナンバー付番について早急に検討すべきである」との指摘があり、また、「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」（平成26年5月20日）においては、「公共性が高く、国・地方・民間・情報連携等により更なるメリットが期待される事務として、具体的には、（中略）預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務（中略）について、マイナンバーの利用範囲に追加すること（中略）につき、（中略）積極的かつ具体的に検討を進め」ることとされたことを踏まえ、預金口座への個人番号（マイナンバー）の活用について、内閣官房を中心として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）その他の関係法令による対応につき検討が行われました。

その結果として、番号法その他関係法律の改正により、新たに預金保険事務においてマイナンバーを利用できるようにするとともに、その関係法律として国民年金法、国税通則法等を改正し、金融機関等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査においてマイナンバーが付された預貯金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずることとされました。具体的には、①預金保険事務については、マイナンバーの利用対象事務に追加（番号法の改正）、②社会保障給付に係る資力調査事務については、金融機関等に対する照会事項にマイナンバーを追加（国民年金法等の社会保障給付関係法の改正）、③税務調査事務については、金融機関等に対してマイナンバーとともに預貯金情報を管理する義務を課すこと（国税通則法及び地方税法の改正）とされています。

これらの改正事項が盛り込まれた「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「番号改正法」といいます。）は、去る平成27年8月28日に参議院本会議において可決・成立し、

同年9月9日に公布されています。

以下では、国税通則法の改正（金融機関における預貯金情報の管理制度の創設）の内容について説明することとします。

（注1） 現行制度においても、税務当局は質問検査権（通法74の2①一ハ等）の行使により、金融機関等に対しマイナンバーを用いた預貯金情報の照会が可能ですが、金融機関等にあつてはマイナンバーを用いた預貯金情報の照会に備えて特段の用意をしなければならないということまでは求められていません。そのため、金融機関等からの迅速・的確な回答を確保し、税務調査における預貯金調査の効率性を高める観点から、金融機関等に対して、マイナンバーに紐付けて預貯金口座に関する情報を管理する義務を課することとされたものです。

（注2） 上記の改正を踏まえ、預貯金者は金融機関等から保有する預貯金口座についてマイナンバーの告知を求められることが考えられますが、預貯金者における金融機関等に対するマイナンバーの告知は、義務ではなく、あくまで任意であり、金融機関における対応については、今後、事務ガイドラインが策定される予定とされています。なお、預貯金口座へのマイナンバーの付番が進まないことも考え得るところですが、今般の番号改正法の附則において、本制度施行から3年後の見直し規定が設けられており、その時点で付番の状況等を踏まえ、更なる付番の促進に向けた施策の検討を行うこととされています（番号改正法附則12④）。

（参考1） 社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日社会保障制度改革国民会議）（抄）

## 第1部 社会保障制度改革の全体像

### 3 社会保障制度改革の方向性

(2) すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み

上述のように、「21世紀型（2025年）日本モデル」の社会保障では、主として高齢者世代を給付の対象と

する社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指すべきである。

その際、全世代型の社会保障への転換は、世代間の財源の取り合いをするのではなく、それぞれ必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要がある。

また、世代間の公平だけではなく、世代内の公平も重要であり、特に他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、一律横並びに対応するのではなく、負担能力に応じて社会保障財源に貢献してもらうことが必要である。

このような観点から、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである。

(参考2) 論点整理 (平成26年4月税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ) (抄)

## II. 具体的検討事項

### (2) 社会保障や税の給付と負担の公平化

#### ③ マイナンバーを活用した環境整備 (金融資産・所得)

○ 現行、証券会社等が顧客に支払った配当等の情報 (配当調書)、株式等の譲渡に関する情報 (株式等譲渡調書)、生命保険会社が顧客に支払った一時金の情報 (生命保険一時金支払調書) といった法定調書を税務署に提出しており、これら法定調書にマイナンバーが付されることになる。

他方、銀行等が個人の顧客に支払う利子の課税については、源泉分離課税で終了することから、利子調書の提出が免除されており、銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付さ

れないこととなっている。

- 社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである。
- その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要である。

(参考3) 中間とりまとめ (2014年5月20日IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会) (抄)

## III. 各論

### 4. マイナンバー

マイナンバーについては、個人情報保護への配慮等から、現行法上、その利用範囲が、法律又は条例に定められた社会保障、税又は防災・災害対策の行政事務等に必要の限度に限られ、その他の目的では利用できないこととされている。

現行のマイナンバーの利用範囲を前提として、実現可能な取組について推進を図ることは当然であるが、これらに近接し、公共性が高く、マイナンバーを利用した情報連携等により更なるメリットが期待される取組については、利用範囲の拡大を要するものであっても、実現に向けて、具体的な検討を進めるべきである。

#### ② マイナンバーの利用範囲の拡大

マイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、国・地方・民間の情報連携等により更なるメリットが期待される事務として、具体的には、

- ・結婚・死亡等のライフイベントに係る手続き、パスポートの発行や、代理権の確認等に関連する、戸籍等に係る事務
  - ・在外邦人によるマイナンバー関連サービス利用や、有事の際の国内情報の活用等に関連する、旅券や邦人保護等に係る事務
  - ・預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務
  - ・医療・介護・健康等に係る事務の効率化や全国的なサービス連携等に関連する医療・介護・健康情報の管理及び医療情報の蓄積・分析等に係る事務
  - ・自動車の登録に係る事務等
- について、マイナンバーの利用範囲に追加することや制度基盤を活用することにつき、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、関係者の理解と協力の下、内閣官房と関係府省が協力して、地方公共団体や民間事業者等からの意見も踏まえつつ、想定される利用の在り方や期待される効果や制度・運用面の課題等、積極的かつ具体的に検討を進め、秋頃を目途に、検討状況を政府CIOに報告する。

(参考4) 「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦— (平成26年6月24日閣議決定) (抄)

第二 3つのアクションプラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

③ マイナンバー制度の積極的活用等

2016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年1月を目途とされている情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)の整備に向けた取組を加速する。

マイナンバー制度に合わせて導入される個人番号カードについて、公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化など、国民への普及に向けた取組について検討を進め、個人番号カードの交付が開始される2016年1月までに方向性を明らかにする。

また、金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。

さらに、2016年から利用が開始される法人番号について、行政機関等での利用を進めるとともに、行政機関等が保有する自らの法人情報の検索・参照や各種電子手続を可能とする「法人ポータル」の運用を2017年1月から開始する。

政府情報システム改革については、政府CIOのリーダーシップの下、レガシーシステム改革をはじめとした徹底した運用コストの削減や利用者視点を踏まえたBPR(Business Process Re-engineering)の推進、クラウドの積極的な活用、オンライン手続の利便性向上に向けた改善等の取組を強力に推進する。自治体情報システムのクラウド化を加速させ、2017年度までにクラウド導入市区町村の倍増(約1,000団体)を目指す。また、今年度中に庁舎外から庁内LANにアクセスできるリモートアクセス機能等を政府共通プラットフォーム等の基盤上で一元的に整備し全府省向けに提供すること等により、政府職員のワークスタイル変革を促進する。

統計調査のオンライン化を推進し、特に、2015年国勢調査において、調査票の記入や提出における国民の利便性向上、記入チェックの自動化による調査の精度向上等を図るため、パソコンやスマートフォンで回答できるオンライン調査を全面的に導入する。

(参考5) 「平成27年度税制改正の大綱」(平成27年1月14日閣議決定)(抄)

#### 六 納税環境整備

#### 2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

##### (国 税)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号(以下「マイナンバー」という。)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。

(注1) 番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。

(注2) 上記の改正は、内閣官房が提出を予定している個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。

(参考6) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)(抄)

##### 附 則

(検討)

第12条 省 略

2・3 省 略

4 政府は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行後3年を目途として、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関が同条第3項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合が同条第3項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第7条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

## 2 改正の内容(番号改正法附則第17条)

金融機関等は、預貯金者等情報をその預貯金者等の番号(マイナンバー及び法人番号)により検索することができる状態で管理しなければならないこととされました(通法74の13の2)。

### (1) 対象となる「金融機関等」の範囲

本制度の対象となる「金融機関等」は、金融機関及び農水産業協同組合とされています。

(注1) 上記の「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び株式会社商工組合中央金庫をいい(預金保険法2①各号)、国外に本店を有する場合も含まれます。また、上記の「農水産業協同組合」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水



産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫をいいます（農水産業協同組合貯金保険法2①）。

(注2) 証券会社や保険会社等の他の金融機関については、税務当局に提出する法定調書（特定口座年間取引報告書や生命保険契約等の一時金の支払調書等）に「番号」を記載することが税法において規定されているため、銀行等とは異なり、顧客情報を「番号」によって管理する体制を整える必要が現状においても生じているところです。

(参考1) 預金保険法（昭和46年法律第34号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

- 一 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行（以下「銀行」という。）
- 二 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）
- 三 信用金庫
- 四 信用協同組合
- 五 労働金庫
- 六 信用金庫連合会
- 七 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）
- 八 労働金庫連合会
- 九 株式会社商工組合中央金庫

2～13 省 略

(参考2) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合

四 水産業協同組合法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合

六 水産業協同組合法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七 農林中央金庫

2～10 省 略

(2) 対象となる「預貯金者等情報」の内容

金融機関等が「番号」と紐付けて管理すべき「預貯金者等情報」は、預貯金者等の氏名（法人については名称）及び住所又は居所その他預貯金等の内容に関する事項をいうこととされています。具体的には、預貯金者等の氏名（名称）及び住所（居所）のほか、顧客番号、預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日、満期日とされています（通規11の4）。

(注) 上記の「預貯金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者及び貯金等に係る債権者をいい（預金保険法2③、農水産業協同組合貯金保険法2③）、「預貯金等」とは、預金、貯金、定期積金、掛金、金銭信託、農林債、長期信用銀行債等をいいます（預金保険法2②、農水産業協同組合貯金保険法2②）。

(参考1) 預金保険法（昭和46年法律第34号）（抄）

（定義）

第2条 省 略

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 預金
- 二 定期積金
- 三 銀行法第2条第4項に規定する掛金
- 四 金融機関の信託業務の兼営等に関する

る法律（昭和18年法律第43号）第6条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

五 長期信用銀行法第8条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）第8条第1項（同法第55条第4項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第199条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第17条の2第1項（同法第24条第1項第7号において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の2の4第1項の規定による全国連合会債並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第33条の規定による商工債（同法附則第37条の規定により同法第33条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第58条の2第1項及び第73条第1項において「長期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

4～13 省 略

(参考2) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）(抄)  
(定義)

第2条 省 略

2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 貯金（農林中央金庫が受け入れた預金を含む。以下同じ。）

二 定期積金

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第6条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

四 農林債（農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第60条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭

3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。

4～10 省 略

### (3) 金融機関等が行う「管理」の内容

税務当局からの預貯金調査に対して迅速・的確な回答ができるようにする観点から、金融機関等にあつては、上記(2)の預貯金者等情報について、「番号」と紐付け、これにより検索できる状態で管理しなければならないこととされています。具体的には、その預貯金者等情報のデータベースにおいて、各預貯金等のレコード（データの単位）ごとに、その預貯金者等の「番号」を記録（表示）することとされています（通令30の5）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、番号改正法の公布の日（平成27年9月9日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています（番号改正法附則1六）。